

岡山県地域防災計画

資料編

(原子力災害等対策編)

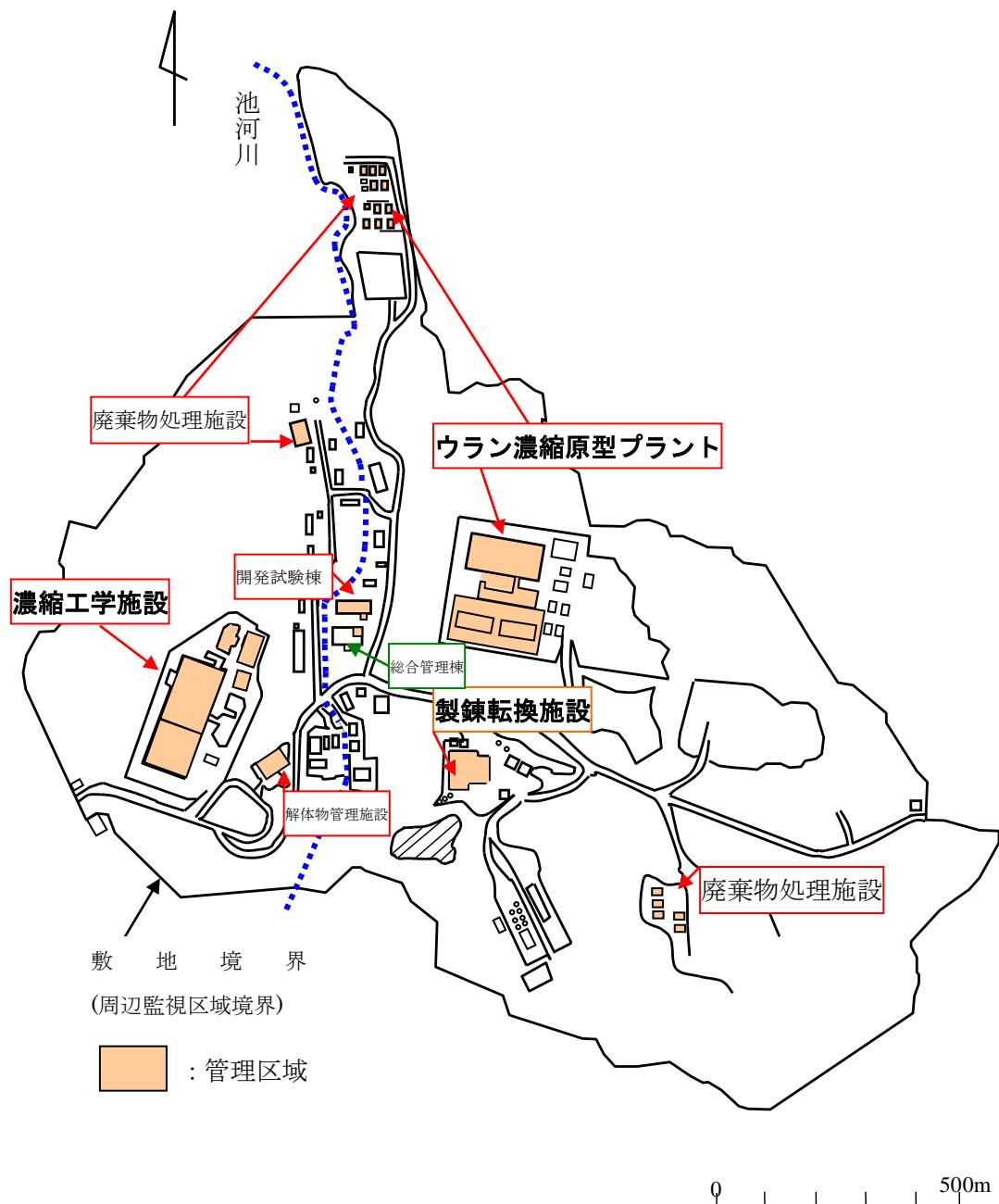
令和7年4月

目 次

| | |
|---|----|
| [資料1] 人形峠環境技術センター施設配置図（第2編第1章第2節関係） | 1 |
| [資料2] 周辺地域図（第2編第1章第4節関係） | 2 |
| [資料3] 人形峠環境技術センターに係る各緊急事態区分を判断するEAL (第2編第1章第5節関係) | 3 |
| [資料4] OILと防護措置（第2編第1章第5節関係） | 4 |
| [資料5] 人形峠環境技術センター周辺環境等に関する協定資料集 (第2編第2章第2節関係) | 6 |
| [資料6] 原子力防災関連資料（第2編第2章第7節2(3)関係） | 21 |
| [資料7] 原子力災害合同対策協議会等の構成員（※岡山県職員部分のみ） (第2編第2章第8節1(3)関係) | 35 |
| [資料8] 施設敷地緊急事態の通報基準（第2編第3章第2節1(3)関係） | 36 |
| [資料9] 原子力緊急事態宣言発出の基準（第2編第3章第2節1(3)関係） | 37 |
| [資料10] 連絡系統図（第2編第3章第2節1(4)関係） | 38 |
| [資料11] 「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺 環境保全等に関する協定書」に定める通報事象が発生した場合の連絡系統図 (第2編第3章第2節1(5)関係) | 40 |
| [資料12] 警戒体制の組織、配備体制及び収集方法等 (第2編第3章第3節1(1)①関係) | 41 |
| [資料13] 特別警戒体制時の組織、配備体制及び収集方法等 (第2編第3章第3節1(1)①関係) | 42 |
| [資料14] 県本部の組織、配備体制等（第2編第3章第3節1(3)関係） | 44 |
| [資料15] 岡山県現地災害対策本部の構成（第2編第3章第3節2関係） | 45 |
| [資料16] 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る指標 (第2編第3章第3節6(3)関係) | 46 |
| [資料17] 屋内退避及び避難等に関する指標（第2編第3章第4節1関係） | 47 |
| [資料18] 県内放射性同位元素取扱事業所一覧（第3編第2章第2節1関係） | 48 |

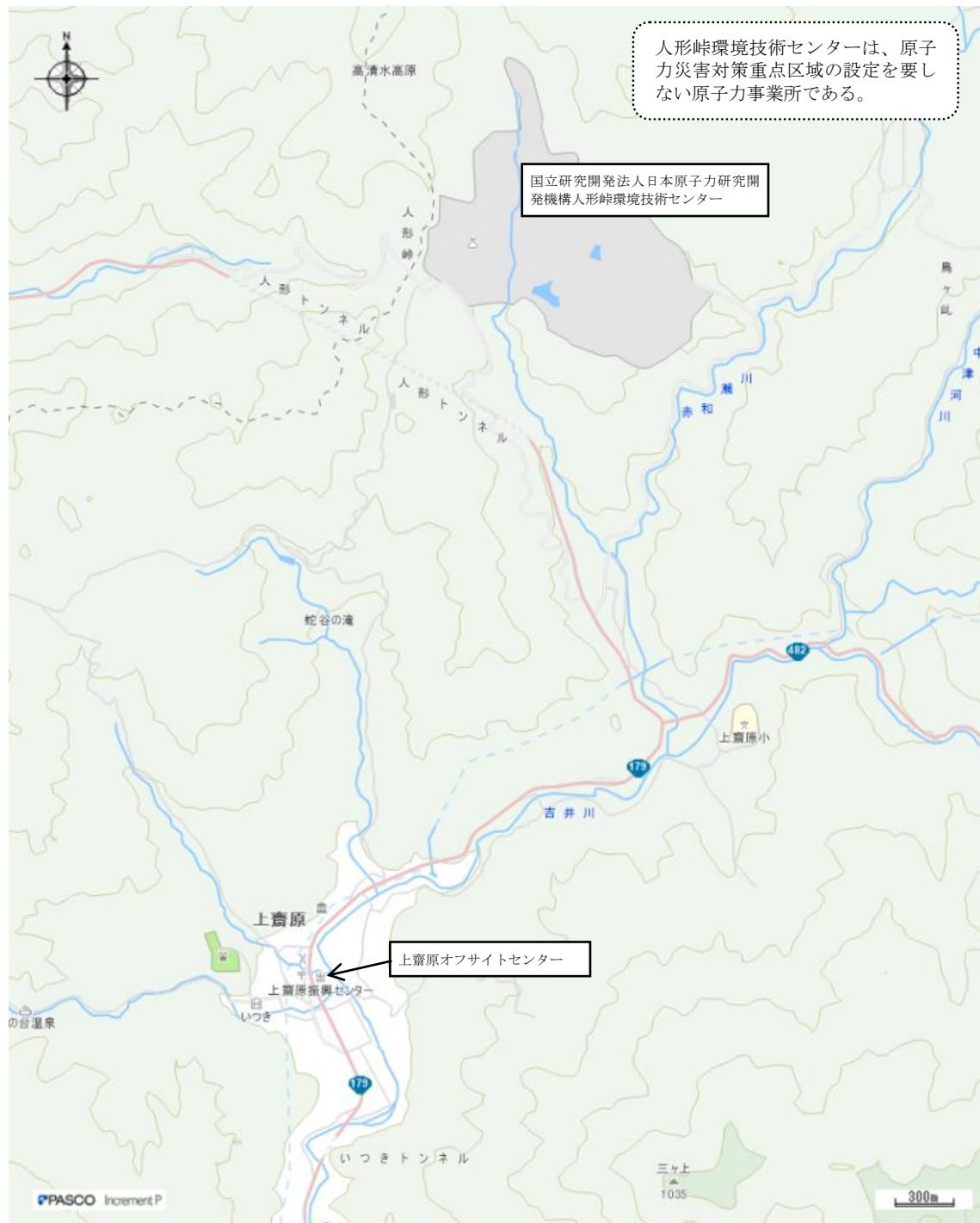
[資料1] 人形峠環境技術センター施設配置図

(第2編第1章第2節関係)



[資料2] 周辺地域図

(第2編第1章第4節関係)



[資料3] 人形峠環境技術センターに係る各緊急事態区分を判断するE A L
(第2編第1章第5節関係)

| 警戒事態を判断する E A L | 緊急事態区分における措置の概要 |
|---|-------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 国のオンライン総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ④ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 | 体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 |

| 施設敷地緊急事態を判断する E A L | 緊急事態区分における措置の概要 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 原子力事業所の区域の境界付近等において原子力災害特別措置法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 | P A Z 内の住民等の避難準備及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。U P Z のみが設定される場合は、U P Z 内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。 |

| 全面緊急事態を判断する E A L | 緊急事態区分における措置の概要 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 原子力事業所の区域の境界付近等において原子力災害特別措置法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。 | P A Z 内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z 及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。 |

[資料4] O I Lと防護措置

(第2編第1章第5節関係)

| | 基準の種類 | 基準の概要 | 初期設定値 ^{*1} | 防護措置の概要 | | |
|-----------------------|-----------------|--|---|---|--------------------------|---|
| 緊急防護措置 | O I L 1 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 | 500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2}) | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。) | | |
| | O I L 4 | 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準 | β 線 : 40,000 cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線 : 13,000 cpm ^{*4} 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率) | 避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。 | | |
| 早期防護措置 | O I L 2 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 | 20 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2}) | 1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 | | |
| 飲食物摂取制限 ^{*9} | 飲食物に係るスクリーニング基準 | O I L 6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準 | 0.5 μ Sv/h ^{*6} (地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 ^{*2}) | 数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。 | | |
| 飲食物摂取制限 ^{*9} | O I L 6 | 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準 | 核種 ^{*7} | 飲料水 牛乳・乳製品 | 野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 | 1 週間にを目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。 |
| | | | 放射性ヨウ素 | 300Bq/kg | 2,000Bq/kg ^{*8} | |
| | | | 放射性セシウム | 200Bq/kg | 500Bq/kg | |
| | | | プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 | 1Bq/kg | 10Bq/kg | |
| | | | ウラン | 20Bq/kg | 100Bq/kg | |

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であつて、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

[資料5] 人形峠環境技術センター周辺環境等に関する協定資料集

(第2編第2章第2節関係)

目 次

- 1 動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所周辺環境保全等に関する協定書
- 2 動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所周辺環境保全等に関する覚書
- 3 動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所周辺環境保全等に関する協定に関する確認書
- 4 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターに係る通報連絡体制に関する要綱

(注) 平成10年5月20日の核燃料サイクル開発機構法改正に基づき，“動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所”を“核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センター”に、平成17年10月1日の核燃料サイクル開発機構と日本原子力研究所の統合により、“核燃料サイクル開発機構人形峠環境技術センター”を“独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター”に、平成27年4月1日の独立行政法人通則法の一部を改正する法律により、“独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター”を“国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター”に読み替えることとする。

また、平成17年3月1日付で、上齋原村は、富村、奥津町及び鏡野町と合併し、鏡野町となっている。

1 動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所周辺環境保全等に関する協定書

昭和54年7月28日
平成元年3月17日 変更
平成12年4月 1日 変更
令和5年4月 1日 変更
岡山県、上齋原村
動力炉・核燃料開発事業団

岡山県（以下「甲」という。）、上齋原村（以下「乙」という。）及び動力炉・核燃料開発事業団（以下「丙」という。）は、丙の人形峠事業所（以下「事業所」という。）の事業に関し、事業所周辺の住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、良好な自然環境を確保することを本旨として、次のとおり協定を締結する。

（関係法令の遵守等）

第1条 丙は、事業所において行う施設の建設及び施設の運営管理にあたっては、関係法令及び条例を遵守することはもとより、更に安全確保及び公害の防止並びに環境の保全に万全の措置を講ずるものとする。

2 丙は、施設の保安規定を遵守するほか、運転及び保守にあたる要員の教育、訓練を積極的に行う等施設の運営管理に万全を期するものとする。

（放射性物質の放出等）

第2条 丙は、施設から放出する放射性物質及びふっ素等について、別表1に定める管理目標値により管理するものとする。また、その放出低減についても、技術開発に最善の努力をするものとする。

（自然環境の保全）

第3条 丙は、地域の自然環境を保全するため、事業所内の自然の保護、緑化等を積極的に進めるものとする。

（防災対策）

第4条 丙は、防災体制の充実強化を図るとともに、地域の防災対策に積極的に協力する

ものとする。

(新增設計画)

第5条 丙は、施設の新增設を計画し、又はその計画を変更しようとするときは、甲及び乙の了解を得るものとする。

(放射性物質等の監視体制の強化)

第6条 丙は、施設から放出する放射性物質及びふつ素等について、監視体制の充実強化を図るものとする。

2 甲及び丙は、それぞれ別に定める監視測定計画に基づいて監視測定を実施するものとする。この場合において、丙が実施する監視測定に係る測定項目等については、法令に定めるもののほか、別表2に定めるものを下廻らないものとする。

3 丙は、甲が実施する監視測定に協力するものとする。

4 丙は、第2項の規定により実施した監視測定の結果を甲に提出するものとする。

5 丙は、第2条に定める管理目標値を超える数値を測定したときは、その都度甲及び乙に連絡するとともに、その原因の調査等適切な措置を講ずるものとする。

(測定結果の公表)

第7条 甲及び丙は、前条第2項の規定により実施した監視測定の結果について、甲が別に定めるところにより設置する岡山県環境放射線等測定技術委員会の検討及び評価を経たのち公表するものとする。

(平常時の報告)

第8条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について、別に定めるところにより報告するものとする。

(1) 各年度の事業計画

(2) 施設の運転状況

(3) 施設の建設工事の進捗状況

(通 報)

第9条 丙は、次の各号に掲げる事態が発生したときは、直ちに甲及び乙に通報するとともに、適切な措置を講じ、その状況を報告するものとする。

(1) 法令に定める値を超えた被曝又は環境への放出があったとき。

(2) 施設に放射性物質及びふつ素の使用又は取扱いに支障を及ぼす故障があったとき。

(3) 放射性物質及びふつ素の輸送中に事故があったとき。

(4) 放射性物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

(5) 事業所内で火災その他の災害等の緊急事態が発生したとき。

(立入調査等)

第10条 甲又は乙は、この協定の施行に必要な限度において、丙に報告を求め又は、甲及び乙の職員に立入調査をさせることができるものとする。

(適切な措置の要求)

第11条 甲及び乙は、立入調査の結果並びに監視測定の結果等により地域の安全対策上特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、丙に対し適切な措置を講ずることを求めるものとする。

2 丙は、前項の規定により甲及び乙から適切な措置を講ずることを求められたときは、誠意をもってこれに応ずるものとし、その措置の状況を甲及び乙に報告するものとする。

(苦情等の処理)

第12条 丙は、施設の建設及び運営管理等に関する環境保全及び安全確保に係る苦情又は紛争が生じた場合は、誠意をもって適切な措置をとり、その解決にあたるものとする。

(損害の賠償)

第13条 丙は、丙の事業に起因して地域住民に損害を与えたときは、誠意をもってその損害を賠償するものとする。

(覚書の締結)

第14条 この協定の施行にあたり必要があるときは、甲、乙及び丙は、別に協議のうえ細目等に関し覚書を締結するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくは解釈に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印のうえ、
それぞれ1通を保有するものとする。

昭和54年7月28日

甲 岡山県知事 長野士郎

乙 上齋原村長 三船續昌

丙 動力炉・核燃料開発事業団理事長

瀬川正男

立会人 津山圏域振興協議会会长

津山市長 生末敏夫

別表1

| 項目 | 管 理 目 標 値 | | |
|-------|--|--|---|
| | 管理区域における数値 (3. 7) | | |
| 排 水 | 全 α 線又は全 β 線 ウ ラ ン ラ ジ ウ ム ふ つ 素 | 2.2×10^{-3} 2.2×10^{-3} 1.8×10^{-3} 8~10 | B q/cm ³ B q/cm ³ B q/cm ³ m g/l |
| | 管理区域における数値 (3. 7) | | |
| 排 気 | 全 α 線 ウ ラ ン ラ ジ ウ ム ふ つ 素 | 7.4×10^{-9} 1.8×10^{-9} 3.7×10^{-9} 3.3×10^{-4} | B q/cm ³ B q/cm ³ B q/cm ³ m g/m ³ |
| | 敷地境界における数値 | | |
| 河 川 水 | ウ ラ ン ラ ジ ウ ム ふ つ 素 | 1.1×10^{-3} 3.7×10^{-5} 0.5 | B q/cm ³ B q/cm ³ m g/l |
| | 敷地境界における数値 | | |
| 大気ダスト | ウ ラ ン ラ ジ ウ ム ふ つ 素 | 1.4×10^{-9} 7.4×10^{-10} 3.3×10^{-4} | B q/cm ³ B q/cm ³ m g/m ³ |
| | 河 底 土 | | |
| 土 壤 | ウ ラ ン ラ ジ ウ ム | 1.8 1.8 | B q/g B q/g |
| | 畑 土・水 田 土 ウ ラ ン ラ ジ ウ ム | | |
| | 敷地境界における空間線量率 | | |
| 空間線量率 | γ 線 | 0.087 | μ Gy/時 |

() 内は、ウラン濃縮工場における数値

別表2

事業所周辺の監視測定に係る測定項目等

| 項目 | 件 数 | 測定対象 | 測定方法 | 測定頻度 | |
|---------|-----------------------|----------------------|--|---------------------------------|------|
| 大気中のダスト | 12件／回 | 全アルファ線 ウ ラ ン | 放射能測定 放射能測定 | 2回／年 | |
| 土 壤 | 河 底 土 水 田 土 表 土 | 3件／回 3件／回 6件／回 | 全ベータ線 ウ ラ ン ラ ジ ウ ム ふ つ 素 | 放射能測定 放射能測定 放射能測定 化学分析 | 2回／年 |
| 陸 水 | 飲 料 水 河 川 水 | 4件／回 22件／回 | 全アルファ線 又は全ベータ線 ウ ラ ン ラ ジ ウ ム ふ つ 素 | 放射能測定 放射能測定 放射能測定 化学分析 | 2回／年 |
| 空間線量 | 3月間の 積算線量 | 8件／回 | γ 線 | 積算線量計 | 4回／年 |
| 樹 葉 | 松又は杉 | 6件／回 | 全ベータ線 ウ ラ ン ふ つ 素 | 放射能測定 放射能測定 化学分析 | 2回／年 |

2 動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所周辺環境保全等に関する覚書

〔 昭和54年7月28日
岡山県、上齋原村
動力炉・核燃料開発事業団 〕

岡山県（以下「甲」という。），上齋原村（以下「乙」という。）及び動力炉・核燃料開発事業団（以下「丙」という。）は、昭和54年7月28日に締結した動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所周辺環境保全等に関する協定書（以下「協定」という。）第14条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（管理目標値）

第1条 協定第2条の規定に基づき協定別表1に掲げる管理目標値に係る数値は、別表に定める測定区分によるものとする。

（新增設計画の範囲）

第2条 協定第5条に規定する「施設」は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号），放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）及び鉱山保安法（昭和24年法律第70号）に基づく許認可を必要とするもの並びに地域の環境保全に密接な関係を有するものとし、軽易なものを除くものとする。

（測定計画及びその結果の提出等）

第3条 協定第6条第2項の規定に基づく監視測定計画については、甲及び丙が協議のうえ、年度開始前までに定めるものとする。

2 協定第6条第4項の規定に基づき丙が甲に対してする測定結果の提出は、四半期毎の測定結果について、当該四半期終了後1月以内にするものとする。

3 協定第6条第5項に規定する「連絡」は、状況に応じ文書又は電話で行うものとする。

（報告）

第4条 協定第8条に規定する「報告」は、文書で行うものとし、その時期及び回数は、次のとおりとする。

（1）各年度の事業計画については、当該年度当初に行うものとする。

（2）施設の運転状況及び施設の建設工事の進捗状況については、四半期毎に当該四半期終了後1月以内に行うものとする。

(通 報)

第5条 協定第9条に規定する「通報」は、直ちに電話で行うものとし、事態の経過に応じ遅滞なく文書で行うものとする。

2 協定第9条第2号に規定する「故障」は、軽易なものを除くものとする。

(立入調査等)

第6条 協定第10条の規定に基づき丙の施設に立ち入る者は、あらかじめ身分及び要件を明らかにするとともに立入りに際しては、安全確保のため丙の保安関係の規定及び指示に従うものとする。

(協 議)

第7条 この覚書に定める事項を変更しようとするとき若しくは、解釈に疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書3通を作成し、甲乙及び丙において記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

昭和54年7月28日

甲 岡山県知事 長野士郎

乙 上齋原村長 三船續昌

丙 動力炉・核燃料開発事業団理事長
瀬川正男

別表

| 項目 | 区分 |
|-------|---|
| 排水 | 管理区域における数値 全 α 線又は全 β 線 ————— 排出時の測定毎の濃度 ウラン ラジウム } ————— 3月間についての平均濃度 ふつ素 } |
| 排気 | 管理区域における数値 全 α 線 ————— 1月間についての平均濃度 ウラン ラジウム } ————— 3月間についての平均濃度 ふつ素 } |
| 河川水 | 敷地境界における数値 ウラン ラジウム } ————— 測定毎の濃度 ふつ素 } |
| 大気ダスト | 敷地境界における数値 ウラン ラジウム } ————— 測定毎の濃度 ふつ素 } |
| 土壤 | 河底土 ウラン } ————— 測定毎の濃度 ラジウム 畑土・水田土 ウラン } ————— 測定毎の濃度 ラジウム } |
| 空間線量率 | 敷地境界における空間線量率 γ 線 ————— 3月間ごとの線量率 |

3 動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所周辺環境保全等に関する協定に関する確認書

平成元年3月17日
岡山県環境保健部長、上齋原村助役
動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所長

岡山県環境保健部長（以下「甲」という。）、上齋原村助役（以下「乙」という。）及び動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所長（以下「丙」という。）は、昭和54年7月28日に、岡山県、上齋原村及び動力炉・核燃料開発事業団が、津山圏域振興協議会会長の立会いのもとに締結した、動力炉・核燃料開発事業団人形峠事業所周辺環境保全等に関する協定書（以下「原協定」という。）に定める人形峠事業所に係る施設について次のとおり確認する。

第1条 甲、乙及び丙は、中津河大切坑捨石堆積場、中津河南捨石堆積場及び長者捨石堆積場（以下「堆積場」という。）を原協定の「施設」とみなす。

第2条 丙は、堆積場の現況を変更しようとするときは、地域の環境保全に密接な関係を有しない軽微なものを除き、甲及び乙の了解を得るものとする。

第3条 第1条の規定にかかわらず、丙が実施する測定項目等については、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

この確認締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成元年3月17日

甲 岡山県環境保健部長 本條喜紀

乙 上齋原村助役 小椋瀧雄

丙 動力炉・核燃料開発事業団
人形峠事業所長 白橋純治

4 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターに係る通報連絡体制に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書（以下「環境保全協定」という。）第9条の規定により、県に通報があった場合及び県が実施している環境放射線等の連続測定結果に基づいて必要な通報を行う場合における通報連絡体制について定めることを目的とする。

(事業所から通報があった場合の通報連絡体制)

第2条 環境保全協定第9条の規定により、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（以下「センター」という。）から通報があった場合における県の通報連絡体制は、別表1のとおりとする。

(通報の内容)

第3条 前条の場合において、県環境企画課が通報する内容は、次のとおりとする。

- (1) 環境保全協定第9条に定める通報該当項目
- (2) 通報する事項の発生日時
- (3) 通報する事項の発生場所
- (4) その他必要な事項

(県の連続測定に基づく通報)

第4条 県は、次に掲げる連続測定局及び測定項目について連続測定を行うものとし、測定項目がそれぞれの通報基準を超えた場合には、必要な通報を行うものとする。

| 連続測定局 | 測定項目 | 通報基準 | 測定項目 | 通報基準 |
|-------|-------|--|----------|--|
| 人形峠 | 空間線量率 | 0.174 $\mu\text{Gy}/\text{h}$ (1時間値) | 大気中ふっ素濃度 | 3.3×10^{-4} mg/m^3 (8時間値) |
| 赤和瀬 | 空間線量率 | | 大気中ふっ素濃度 | |
| 天王 | 空間線量率 | | 大気中ふっ素濃度 | |

2 前項の連続測定は、環境保健センターにおいて所轄するものとし、通報基準を超えた場合には、環境保健センターは、直ちに環境企画課まで通報するものとする。

(通報基準を超えた場合の通報連絡体制)

第5条 前条に係る県の通報連絡体制は、別表第2のとおりとする。

(通報の内容)

第6条 第4条の場合において、通報する内容は、次のとおりとする。

- (1) 通報基準を超えた測定項目及び測定値
- (2) 通報基準を超えた日時及び連続観測局名
- (3) その他必要な事項

(上齋原原子力規制事務所への通報連絡)

第7条 県は、環境保全協定第9条の規定により、センターから通報があった場合及び第4条に定める通報基準を超えた場合において必要と判断するときには、上齋原原子力規制事務所へ通報連絡するものとする。

(措置)

第8条 県は、環境保全協定第9条の規定により、センターから通報があった場合及び第4条に定める通報基準を超えた場合には、必要に応じ、次の措置を行うものとする。

(1) 環境保全協定第11条の規定により、センターに対し適切な措置を講ずることを求めるものとする。

(2) 県がとるべき措置について、関係者が協議及び実施するものとする。

(3) 法令等に基づく措置について、関係機関へ要請するものとする。

(通報連絡体制の整備)

第9条 県は、毎年度連絡通報体制について整備することとする。

附 則

この要綱は、昭和58年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

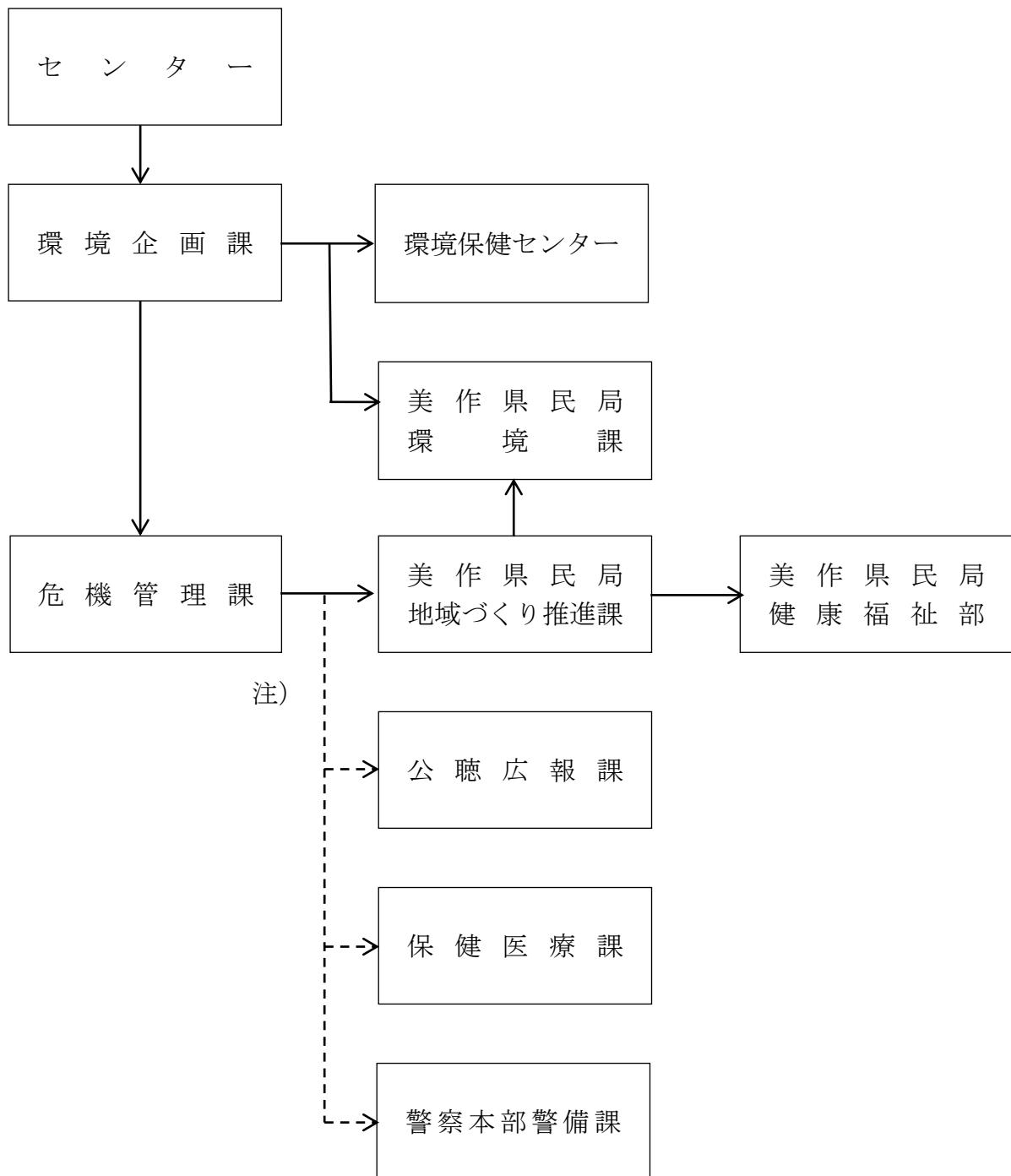
附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

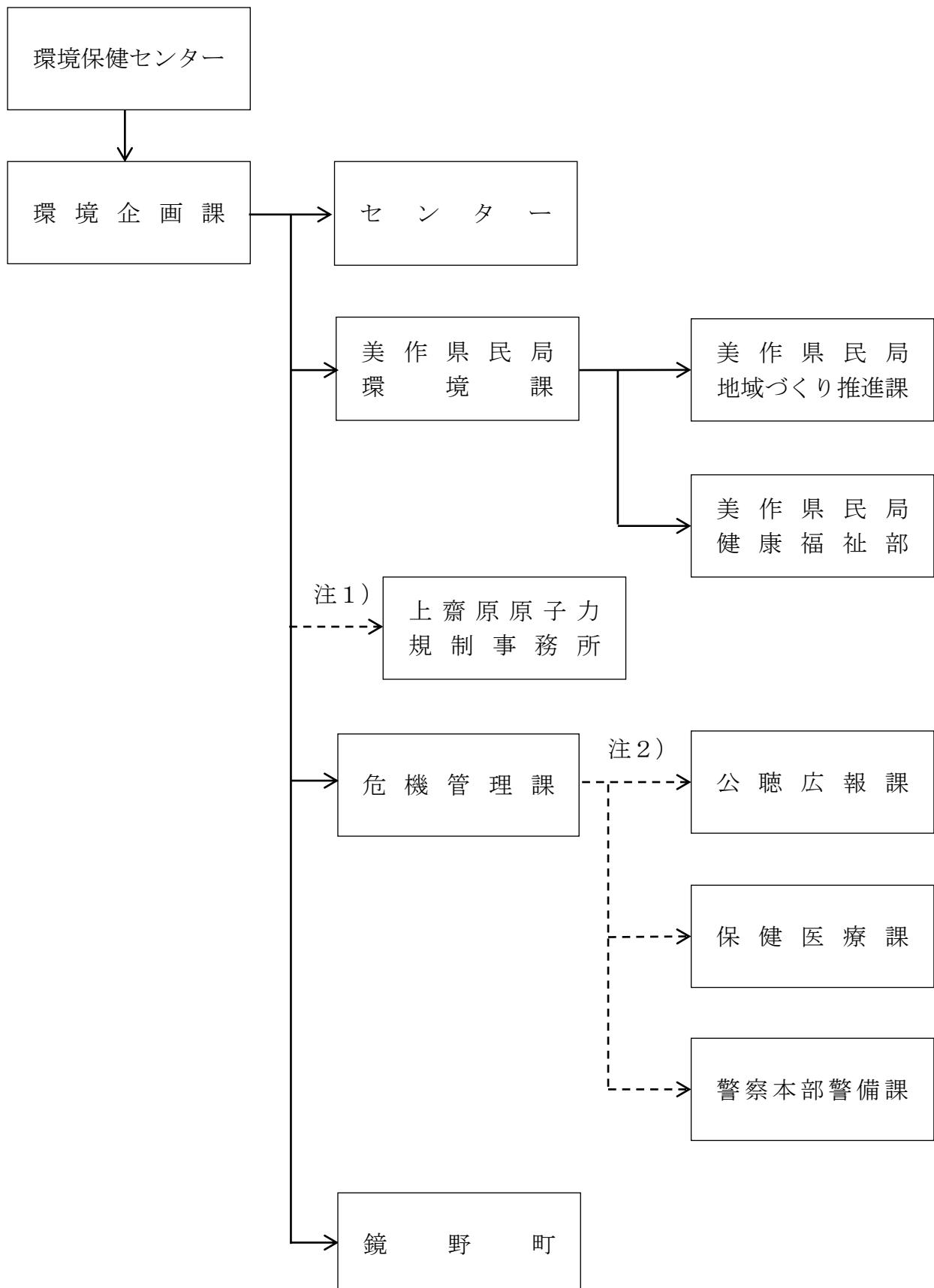
この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

別表1



注) 施設敷地緊急事態（原災法第10条事象）に拡大するおそれがあると認められるとき。

別表2



注1) 必要と判断したとき。

注2) 施設敷地緊急事態（原災法第10条事象）に拡大するおそれがあると認められるとき。

[資料6] 原子力防災関連資料

(第2編第2章第7節2(3)関係)

① 人形峠環境技術センター施設情報

| 施 設 名 称 | 標 高 | 放 出 高 |
|--------------------|---------|----------|
| ウラン濃縮原型プラント（主棟） | 7 3 4 m | 1 8 m |
| ウラン濃縮原型プラント（付属棟） | 7 3 4 m | 1 3 m |
| ウラン濃縮原型プラント（DOP-2） | 7 3 4 m | 2. 4 m |
| 濃縮工学施設（OP-1） | 7 2 5 m | 1 7 m |
| 濃縮工学施設（OP-2） | 7 2 5 m | 1 7 m |
| 濃縮工学施設（第1U貯蔵庫） | 7 2 5 m | 1 3 m |
| 濃縮工学施設（第2U貯蔵庫） | 7 2 5 m | 1 2 m |
| 製鍊転換施設 | 7 2 3 m | 2 3. 5 m |
| 廃棄物焼却施設 | 7 2 2 m | 1 1. 5 m |

② 環境放射線等連続測定局施設情報

| 觀測局名 | | 人形峠 | 赤和瀬 | 天王 |
|-------|--------|--------------|--------------|--------------|
| 觀測局緯度 | | 北緯35度18分48秒 | 北緯35度19分15秒 | 北緯35度18分00秒 |
| 觀測局経度 | | 東經133度55分55秒 | 東經133度57分31秒 | 東經133度56分34秒 |
| 測定項目 | γ線線量率 | ○ | ○ | ○ |
| | 中性子線量率 | ○ | ○ | ○ |
| | 全α放射能 | ○ | ○ | ○ |
| | ふつ素 | ○ | ○ | ○ |
| | 風向 | ○ | ○ | ○ |
| | 風速 | ○ | ○ | ○ |
| | 気温 | ○ | ○ | ○ |
| | 降水量 | ○ | ○ | ○ |
| | 湿度 | ○ | ○ | ○ |
| | 降水時間 | ○ | ○ | ○ |
| | 放射収支量 | | ○ | |
| | 日射量 | | ○ | |
| | 気压 | | ○ | |
| | 積雪深 | | ○ | |
| | 雷 | | ○ | |

③ー1 放射線防護資機材の保管場所

| 資 機 材 保 管 場 所 | 所 在 地 | 保管資機材 |
|---------------|-----------------|---------------------------------|
| オフサイトセンター | 苫田郡鏡野町上齋原 514-1 | |
| 鏡野町役場 | 苫田郡鏡野町武田 660 | ③ー2の 「放射線防護資 機材の配備状 況」 |
| 岡山県庁 | 岡山市北区内山下 2-4-6 | のとおり |
| 岡山県美作県民局 | 津山市山下 53 | |
| 岡山県環境保健センター | 岡山市南区内尾 739-1 | |
| 津山圏域消防組合 | 津山市林田95 | |

③－2 「放射線防護資機材の配備状況」

(第2編第2章第7節2(3)関係)

令和7年4月1日現在

| 整備場所等 資機材等 | 岡山県庁 | | 美作県民局 | 環境保健 センター | オフサイト センター | 津山圏域 消防組合 | 県計 | 鏡野町 | 合計 |
|---------------|----------------------------------|-------|-------|--------------|---------------|--------------|----|-----|-----|
| | 危機管理課 | 環境企画課 | | | | | | | |
| 放射線等測定器 | 中性子サーベイメータ (ケース込み) | | | 1 | 1 | | 2 | | 2 |
| | GM管式サーベイメータ (β・γ線用) | | | 1 | 1 | | 2 | | 2 |
| | 電離箱式サーベイメータ (γ 高線量用) | | | 1 | 1 | 1 | 3 | | 3 |
| | N a Iシンチレーションサー ベイメータ (γ低線量用) | 2 | 2 | 4 | 1 | 1 | 10 | | 10 |
| | Z n Sシンチレーションサー ベイメータ (α線用) | | 2 | 1 | 4 | 1 | 8 | | 8 |
| | サーベイメータ 小計 | | 2 | 4 | 8 | 3 | 25 | | 25 |
| | フッ化水素検出器 | | | 1 | 2 | 1 | 4 | | 4 |
| 防災活動用 | ポケット線量計 (γ線用/警報 付) | | 6 | 5 | 5 | 104 | 10 | 130 | 130 |
| | ポケット線量計 (中性子線 用) | | 2 | 1 | 1 | 41 | | 45 | 45 |
| | アノラック型防護服 | | | | | 100 | | 100 | 100 |
| | 不織布製防護服 | | 8 | 6 | 6 | 240 | | 260 | 260 |
| | チオックス手袋 | | | | | 348 | | 348 | 348 |
| | 綿製手袋 | | | | | 300 | | 300 | 300 |
| | マスキングテープ | | 2 | | 2 | 20 | | 24 | 24 |
| | 靴下 | | 5 | | 10 | 300 | | 315 | 315 |
| | 化学防護長靴 | | 4 | | | 120 | | 124 | 124 |
| | 靴カバー | | 12 | | 12 | 300 | | 324 | 324 |
| | 防護マスク (全面) | | | | | 38 | | 38 | 38 |
| | 防護マスク (半面) | | | | | 70 | | 70 | 70 |
| | 防護マスク用フィルター (ヨ ウ素用) | | | | | 220 | | 220 | 220 |
| | 防護マスク用フィルター (H F用) | | | | | 220 | | 220 | 220 |
| | R I 防護服 | | | | | 3 | | 3 | 3 |
| | デマンド型空気呼吸器 | | | | | 3 | | 3 | 3 |
| | デマンド型空気呼吸器ボンベ | | | | | 4 | | 4 | 4 |
| | 防護衣 | | | | 3 | 10 | | 13 | 13 |
| | ヘルメット | | 4 | | 3 | 53 | | 60 | 60 |
| その他 | 救命用担架 | | | | | 2 | | 2 | 2 |
| | 放射線用ストレッチャーシー ツ | | | | | 4 | | 4 | 4 |
| | 除染キット | | | | | 1 | | 1 | 1 |

| 資機材等 | 整備場所等 | | 岡山県庁 | | 美作県民局 危機管理課 環境企画課 | 環境保健 センター | オフサイト センター | 津山圏域 消防組合 | 県計 | 鏡野町 | 合計 |
|----------|------------------------|-------|------|---|-------------------------|--------------|---------------|--------------|-------|-----|-------|
| | 危機管理課 | 環境企画課 | | | | | | | | | |
| その他 | 汚染物廃棄用容器 | | | | | 20 | | | 20 | | 20 |
| | ダスキャッチ | | | | | 30 | | | 30 | | 30 |
| | エステクトシート | | | | | 1 | | | 1 | | 1 |
| | 警告表示用テープ | | | | | 102 | | | 102 | | 102 |
| | ラジオ付き懐中電灯 | | 2 | | 1 | 19 | | | 22 | | 22 |
| | トランシーバー | 10 | | | | | | | 10 | | 10 |
| | 衛星携帯電話 | 2 | 1 | 1 | 1 | | | | 5 | | 5 |
| | 携帯電話 | | 1 | | | | | | 1 | | 1 |
| | パソコン | 1 | | 1 | 1 | | | | 3 | | 3 |
| | デジタルカメラ | | 3 | | | | | | 3 | | 3 |
| | ヨウ化カリウム | | | | | 1,420 | | | 1,420 | | 1,420 |
| | 非常用飲料水 | | | | | 840 | | | 840 | | 840 |
| | 非常用食料 | | | | | 850 | | | 850 | | 850 |
| | テレビ会議システム | 1 | | | | | | | 1 | | 1 |
| 固定式測定装置等 | 臨時ヘリポート夜間灯火 | | | | | 1 | | | 1 | | 1 |
| | 広報車 | | | | | | | | 0 | 2 | 2 |
| | ハイボリュームエアサンブラー | | | | | 7 | | | 7 | | 7 |
| | I C P - M S (ウラン用) | | | | | 1 | | | 1 | | 1 |
| | 液体シンチレーションカウンター (ラドン用) | | | | | 1 | | | 1 | | 1 |
| | G e 半導体検出器 (放射能) | | | | | 1 | | | 1 | | 1 |
| | α線自動測定装置 | | | | | 1 | | | 1 | | 1 |
| | α線スペクトロメータ | | | | | 1 | | | 1 | | 1 |
| | β線自動測定装置 | | | | | 1 | | | 1 | | 1 |
| | N a I (T I) 検出器 (γ線用) | | | | | 1 | | | 1 | | 1 |
| | R P L D 素子 (γ線用) | | | | | 100 | | | 100 | | 100 |
| | R P L D 測定装置 (γ線用) | | | | | 1 | | | 1 | | 1 |
| | 灰化炉 (前処理用) | | | | | 1 | | | 1 | | 1 |
| | マイクロウェーブ分解装置 (前処理用) | | | | | 1 | | | 1 | | 1 |
| | フッ素蒸留装置 (フッ素前処理用) | | | | | 1 | | | 1 | | 1 |
| | フッ素イオンメーター (フッ素用) | | | | | 1 | | | 1 | | 1 |

③-3 放射線防護資機材の説明

(第2編第2章第7節2(3)関係)

| 防災資機材名称 | | 説明（使用目的、用途等） |
|---------|---------------------------------------|--|
| 放射線等測定器 | ① 中性子サーベイメータ | 原子力災害発生時に臨界状態になっているか、または、臨界事故発生時に中性子線の放出状況を把握し、避難場所等の安全を確認するために空間の中性子線量を測定する。（中性子線：透過力は高く、鉄・鉛等は透過し、コンクリート壁等で遮蔽する。人体の外部から中性子線を受けると、組織や臓器に影響を与える。） |
| | ② GM管式サーベイメータ（ β ・ γ 線用） | 原子力災害発生時に放射能汚染の程度を把握し、避難場所等の安全を確認するため、放射性物質から放出される β 線を測定する。（ β 線：透過力はアルファ線より大きいがガンマ線より小さく、厚さ数mmのアルミニウムやプラスチックで止めることができる。） |
| | ③ 電離箱式サーベイメータ（ γ 高線量用） | 基本的な使用目的はNaIシンチレーションサーベイメータと同じであるが、測定範囲をより高レベルに設定することができるため、より放射能汚染レベルが高いと思われるときに使用する。なお、事故の規模又は放射能汚染の程度が不明であるときには、NaIシンチレーションサーベイメータと同時に測定する。 |
| | ④ NaIシンチレーションサーベイメータ（ γ 低線量用） | 原子力災害発生時に、空間線量率の γ 線を測定する。低線量率の測定に適する。 |
| | ⑤ ZnSシンチレーションサーベイメータ（ α 線用） | 微弱な放射能の測定に適する。原子力災害発生時に作業員がオフサイトセンター等の施設に帰還した際等に、放射能汚染していないか確認するために α 線を測定する。 |
| | ⑥ フッ化水素検出器 | フッ化水素の濃度を検出する。 |
| 防災活動用 | ⑦ ポケット線量計（ γ 線用/警報付） | 原子力災害時に放射性物質及び放射線が放出されている可能性がある場所において、作業に従事する者の γ 線による個人被ばく量を測定する。 |
| | ⑧ ポケット線量計（中性子線用） | 臨界事故発生時又は発生しているおそれがあるときに、放射性物質及び放射線が放出されている可能性がある場所において、作業に従事する者の中性子線による個人被ばく量を測定する。 |
| | ⑨ アノラック型防護服 | ポリ塩化ビニルを素材にしたアノラック型（ヤッケ型）の防護服。作業中の放射能表面汚染を防ぐ（雨天や水を伴う作業にも対応する）。 |
| | ⑩ 不織布製防護服 | 表面汚染のある管理区域にて着用するカバーオール型保護衣。素材は、綿、ポリエチレン、ポリエステルなどがある。 |
| | ⑪ チオックス手袋 | 薄手のゴム手袋。作業中の手の部分への放射能汚染を防止する。 |
| | ⑫ 編製手袋 | 主にチオックス手袋の下に着用し、作業中の手の部分への放射能汚染を防止する。 |
| | ⑬ マスキングテープ | 防護服の固定等に使用する。 |
| | ⑭ 靴下 | 長靴等の下に着用し、作業中の足の部分への放射能汚染を防止する。 |
| | ⑮ 化学防護長靴 | 作業中の足の部分への放射能汚染を防止する。 |
| | ⑯ 靴カバー | 長靴等の上から着用し、靴（足）の放射能汚染を防止する。 |
| | ⑰ 防護マスク（全面） | 浄気式呼吸保護具の一つで、顔全体をカバーし、呼吸器系を通しての放射性物質による被ばくを防ぐ。 |
| | ⑱ 防護マスク（半面） | 浄気式呼吸保護具の一つで、口と鼻部分をカバーし、呼吸器系を通しての放射性物質による被ばくを防ぐ。 |
| | ⑲ 防護マスク用フィルター（ヨウ素用） | 防護マスクに取り付け、作業環境の空気をろ過する。 |
| | ⑳ 防護マスク用フィルター（HF用） | 防護マスクに取り付け、作業環境の空気をろ過する。 |
| | ㉑ R-I防護服 | 放射性粉じんの入りにくい、耐熱性に優れた、つなぎ服型の汚染防護服。一部に鉛素材を使用している。原子力災害時に消火、搬出等の作業に従事するにあたり、放射能を帯びた粉塵の身体への付着・進入を防ぐ。 |
| | ㉒ デマンド型空気呼吸器 | 空気ボンベからの圧縮空気を供給する。デマンド型とは息を吸い込むときに、面体（マスク）内を負圧管理しボンベから空気が送られるタイプのものである。 |
| | ㉓ デマンド型空気呼吸器ボンベ | デマンド型空気呼吸器に圧縮空気を供給する空気ボンベ |
| | ㉔ 防護衣 | 放射線医療従事者等の放射線被ばくを防護する。 |
| | ㉕ ヘルメット | 屋外作業中に頭部を保護する。 |

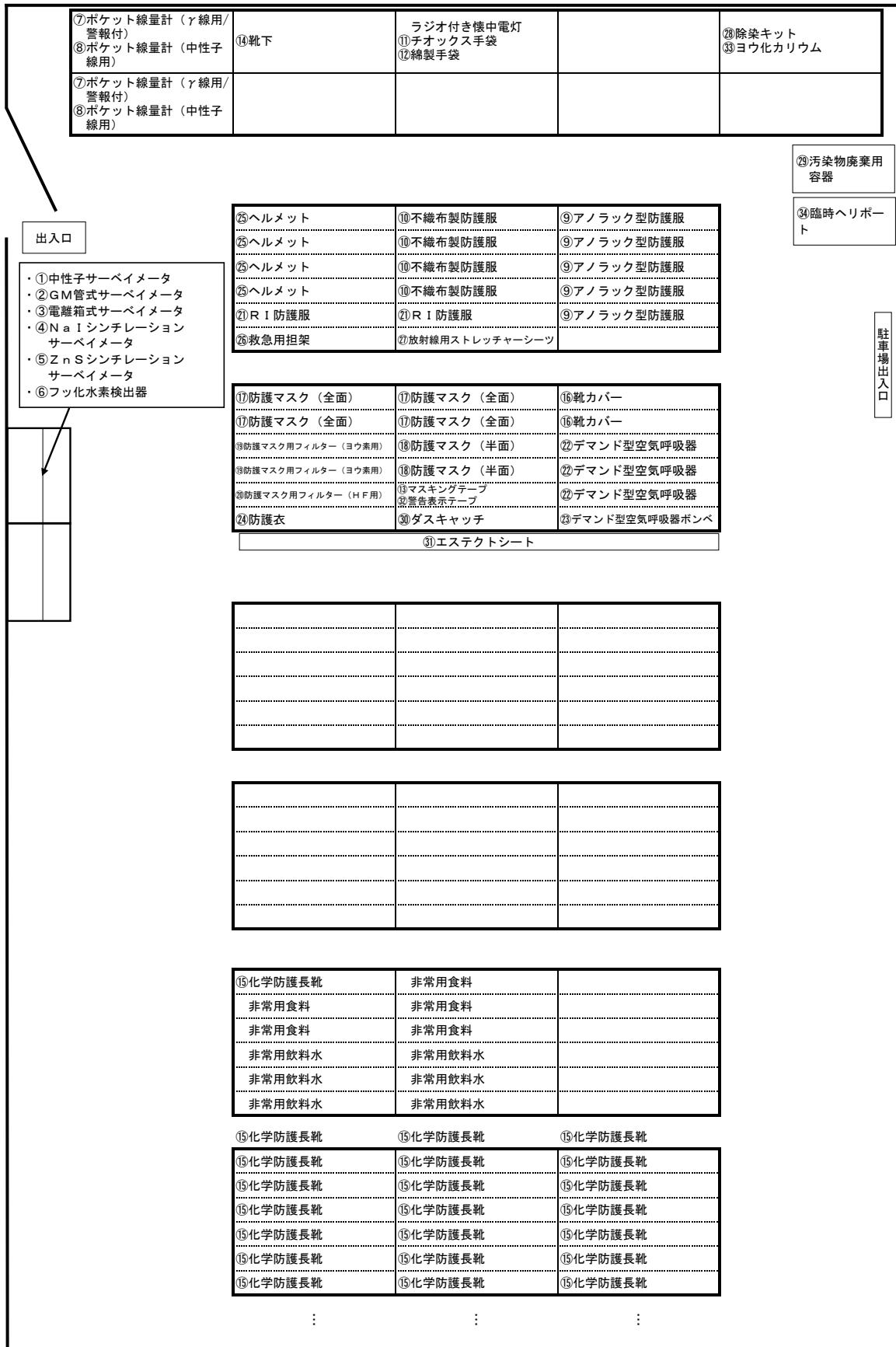
| 防災資機材名称 | | 説明（使用目的、用途等） |
|---------|--------------------------|--|
| その他 | ㉖ 救命用担架 | 放射線による被ばく者および放射能による汚染者の搬送の際に使用する。 |
| | ㉗ 放射線用ストレッチャーシート | 放射線による被ばく者および放射能による汚染者を搬送する際に、汚染の拡大を防ぐためのストレッチャー用シーツである。 |
| | ㉘ 除染キット | 身体に付着した放射性物質を除染する資機材である。 |
| | ㉙ 汚染物廃棄用容器 | 放射性物質で汚染した防護服等を一時保管するための容器である。 |
| | ㉚ ダスキャッチ | 粘着フロアマットであり、靴底等からのダストを粘着材により補足し、再拡散を防止する。 |
| | ㉛ エステクトシート | 汚染管理区域の床や壁面等に放射性物質が付着するのを防ぐための汚染防止用シート |
| | ㉜ 警告表示用テープ | 立入り禁止区域、汚染注意のエリア区分等を示すため床面等に貼って使用する。 |
| | ㉝ ヨウ化カリウム | 放射性ヨウ素ガスが飛散した場合、甲状腺に放射性ヨウ素が蓄積されるのを防ぐ。 |
| | ㉞ 臨時ヘリポート夜間灯火 | 負傷者等をヘリコプターにより搬送する際に使用する誘導灯である。 |
| 固定式測定装置 | ㉟ ハイボリュームエアサンプラー | ろ紙を用いて短時間に多量の大気を吸引し、大気浮遊じんを捕集する装置である。 |
| | ㉟ I C P - M S (ウラン用) | サンプルを原子化・熱励起して、これが基の状態に戻る際の発光スペクトルから元素の同定・定量を行う装置である。 |
| | ㊂ 液体シンチレーションカウンター (ラドン用) | 液体に抽出した試料を蛍光物質（発光剤）と混合し、発光量から放射性物質濃度を測定する装置である。 |
| | ㊃ G e 半導体検出器 (放射能) | G e 半導体を利用してγ線のエネルギースペクトルを測定し、放射性核種の同定及び測定を行う装置である。 |
| | ㊄ α 線自動測定装置 | 試料からのα線を自動的に測定する装置である。 |
| | ㊅ α 線スペクトロメータ | α線のエネルギースペクトルを測定して、放射性核種の同定及び測定を行う装置である。 |
| | ㊆ β 線自動測定装置 | 試料からのβ線をエネルギー区分することなく自動的に測定する装置である。 |
| | ㊇ N a I (T I) 検出器 (γ線用) | 放射線があたると蛍光を発する性質をもつヨウ化ナトリウム結晶を利用してγ線を測定する装置である。 |
| | ㊈ R P L D 素子 (γ線用) | 特殊ガラスをプレート状に形成し、金属製の支持体に組み込んだものである。 |
| | ㊉ R P L D 測定装置 (γ線用) | R P L D 素子の光量を計測することにより、γ線積算線量を測定する装置である。 |
| | ㊊ 灰化炉 (前処理用) | 放射性物質の測定において前処理として試料を灰化するために利用する装置である。 |
| | ㊋ マイクロウェーブ分解装置 (前処理用) | I C P - M S の前処理装置として試料を分解することに利用される装置である。 |
| | ㊌ フッ素蒸留装置 (フッ素前処理用) | フッ素分析を行う際に、前処理として水蒸気蒸留を行うときに使用する装置である。 |
| | ㊍ フッ素イオンメーター (フッ素用) | 水蒸気蒸留した試料のフッ素イオン濃度を測定する装置である。 |

③-4 放射線防護資機材等配備位置図（上齋原オフサイトセンター配備分）

（第2編第2章第7節2（3）関係）

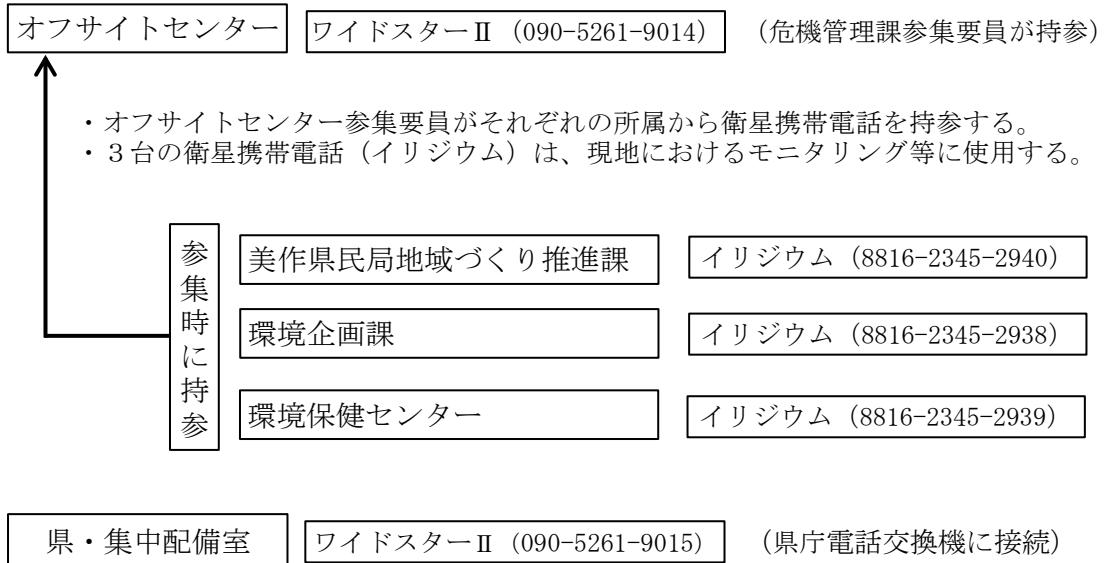
上齋原オフサイトセンター（1階・倉庫）

（※丸付き数字（例：①）：③-3の「放射線防護資機材の説明」の表に対応している。）



③－5 原子力災害発生時の衛星携帯電話の配備体制

(第2編第2章第7節3(2)関係)



衛星携帯電話を県庁電話交換機につなぎ、集中配備室をはじめ県庁のどの固定電話からでも発信できるようになっている。(ただし1回線)
<受信は、県庁集中配備室にある特定の2台が鳴るようになっている。>

<電話のかけ方>

| | |
|-------------------------|-----------------------------|
| ワイドスターII ⇒ ワイドスターII | 上記番号 |
| ワイドスターII ⇒ 一般固定電話 | 電話番号 (市外局番から) |
| ワイドスターII ⇒ 一般携帯電話 | 携帯電話番号 |
| ワイドスターII ⇒ イリジウム | 009130+010+上記番号 |
| 一般固定・携帯電話 ⇒ ワイドスターII | 上記番号 |
| イリジウム ⇒ イリジウム | 上記番号 |
| イリジウム ⇒ 一般固定電話 | 00+81+市外局番 (先頭の0は不要) + 電話番号 |
| イリジウム ⇒ 一般携帯電話 | 00+81+携帯電話番号 (先頭の0は不要) |
| イリジウム ⇒ ワイドスターII | 00+81+上記番号 (先頭の0は不要) |
| 一般固定電話 ⇒ イリジウム | 001+010+上記番号 |
| 一般携帯電話 (au) ⇒ イリジウム | 001+010+上記番号 |
| 一般固定電話 (docomo) ⇒ イリジウム | 010+上記番号 |



ワイドスターII (NTTドコモ)



イリジウム (KDDI)

④ 人形峠環境技術センター周辺の人口（令和7年2月1日現在）

| | 行政 集落名 | 世帯数 | 人口(人) | | | 人口再掲(人) | | | 要配慮 者数 | 距離 (km) | 方向 |
|-------|-----------|-----|-------|-----|-----|---------|-------|----|-----------|------------|-----|
| | | | 男 | 女 | 計 | 0~5歳 | 6~18歳 | 妊婦 | | | |
| 上齋原地域 | 本村 | 86 | 77 | 77 | 154 | 1 | 14 | 1 | 20 | 4.2 | 南南西 |
| | 石越天王 | 31 | 30 | 33 | 63 | 0 | 0 | 0 | 7 | 2.8 | 南 |
| | 平作原 | 11 | 8 | 11 | 19 | 0 | 0 | 0 | 4 | 2.8 | 南南東 |
| | 赤和瀬中津河 | 24 | 22 | 29 | 51 | 0 | 1 | 0 | 7 | 1.7 | 東 |
| | 小林 | 6 | 7 | 5 | 12 | 0 | 2 | 0 | 5 | 4.4 | 南東 |
| | 遠藤 | 26 | 19 | 24 | 43 | 0 | 0 | 0 | 6 | 6.0 | 南東 |
| | 合計 | 184 | 163 | 179 | 342 | 1 | 17 | 1 | 49 | | |
| 奥津地域 | 下齋原 | 25 | 18 | 32 | 50 | 0 | 6 | 0 | 7 | 6.5 | 南 |
| | 長藤 | 31 | 28 | 33 | 61 | 0 | 2 | 0 | 8 | 8.4 | 南 |
| | 奥津 | 72 | 63 | 75 | 138 | 2 | 7 | 0 | 17 | 9.0 | 南南西 |
| | 奥津川西 | 43 | 54 | 42 | 96 | 1 | 25 | 0 | 9 | 10.0 | 南南西 |
| | 合計 | 171 | 163 | 182 | 345 | 3 | 40 | 0 | 41 | | |

⑤ 人形峠環境技術センター周辺の学校（令和7年2月1日現在）

| 学校名 | 所在地 | 就業者数 | 就学者数 | 距離 (km) | 方位 |
|--------------------|---------|------|------|------------|----|
| 上齋原総合教育施設 (小学校) | 上齋原1320 | 廃校 | 廃校 | 2.9 | 南 |

⑥ 人形峠環境技術センター周辺の医療機関（令和7年2月1日現在）

| 地域名 | 病院名 | 所在地 | 就業者数 | ベッド数 | 距離 (km) | 方位 |
|-------|----------|----------|------|------|------------|-----|
| 上齋原地域 | 上齋原診療所 | 上齋原480-1 | 6人 | 0 | 4.2 | 南南西 |
| | 上齋原歯科診療所 | 上齋原480-1 | 5人 | 0 | 4.2 | 南南西 |

⑦ 人形峠環境技術センター周辺の老人福祉施設（令和7年2月1日現在）

| 地域名 | 施設名 | 所在地 | 就業者数 | 距離 (km) | 方位 |
|-------|-----------------------------|----------|------|------------|-----|
| 上齋原地域 | 小規模多機能型居宅介護施設 わたげ | 上齋原526-7 | 7人 | 4.0 | 南南西 |
| | 上齋原指定通所介護事業所 上齋原地域福祉センター | 上齋原480-1 | 14人 | 4.2 | 南南西 |
| | 小規模多機能型居宅介護施設 たんぽぽ | 上齋原90-3 | 13人 | 4.4 | 南南西 |

⑧ 人形峠環境技術センター周辺の避難施設

| 地域名 | 避難施設名 | 所在地 | 収容能力(人) | | 距離(km) | 方位 |
|-------|---------------|-------------|---------|-----|--------|-----|
| | | | コンクリート | 木造 | | |
| 上齋原地域 | 石越集会所 | 上齋原1379-1 | | 50 | 2.8 | 南南東 |
| | 平作原老人ふれあいセンター | 上齋原1875-55 | | 50 | 2.8 | 南南東 |
| | 赤和瀬老人憩いの家 | 上齋原1677-2 | | 50 | 1.7 | 東 |
| | 小林老人憩いの家 | 上齋原1958-1 | | 50 | 4.4 | 南東 |
| | 遠藤老人憩いの家 | 上齋原2170-131 | | 50 | 6.0 | 南東 |
| | 上齋原総合教育施設体育館 | 上齋原1320 | 243 | | 2.9 | 南 |
| | 第1区集会所 | 上齋原158-7 | | 50 | 4.2 | 南南西 |
| | 第3区集会所 | 上齋原906-5 | | 50 | 4.4 | 南南西 |
| | 上齋原屋内ゲートボール場 | 上齋原435-1 | 300 | | 4.2 | 南南西 |
| | 上齋原文化センター | 上齋原409 | 424 | | 4.2 | 南南西 |
| | 上齋原振興センター | 上齋原514-1 | 100 | | 4.2 | 南南西 |
| | 上齋原総合福祉センター | 上齋原480-1 | 443 | | 4.2 | 南南西 |
| 奥津地域 | 観光スポーツ施設グラウンド | 上齋原559-2 | 1,000 | | 4.2 | 南南西 |
| | 下齋原コミュニティハウス | 上齋原646 | | 20 | 6.5 | 南 |
| | 長藤コミュニティハウス | 長藤142-1 | | 20 | 8.4 | 南 |
| | 奥津ファームビレッジ耕心村 | 長藤142-1 | | 128 | 8.4 | 南 |
| | 奥津公民館 | 奥津川西725-1 | 131 | | 9.0 | 南南西 |
| | 奥津コミュニティハウス | 奥津84-18 | | 20 | 10.0 | 南南西 |
| | 川西コミュニティハウス | 奥津川西278-2 | | 20 | 10.3 | 南南西 |
| | 小畠コミュニティハウス | 奥津川西128-6 | | 20 | 11.0 | 南南西 |
| | 西谷上コミュニティハウス | 羽出西谷1037-1 | | 20 | 12.3 | 南西 |
| | 西谷下コミュニティハウス | 羽出西谷107 | | 20 | 12.0 | 南南西 |
| | 泉源コミュニティハウス | 羽出1818-1 | | 20 | 7.9 | 南西 |
| | 神原コミュニティハウス | 羽出1657-5 | | 20 | 9.6 | 南西 |
| | 羽出公民館 | 羽出691 | 157 | | 11.9 | 南南西 |
| | 羽出ふれあいの里 | 羽出690 | 29 | | 11.9 | 南南西 |
| | 阿曾コミュニティハウス | 羽出182 | | 20 | 12.9 | 南南西 |
| | 養野コミュニティハウス | 養野597 | | 20 | 11.7 | 南 |
| | 奥津振興センター | 井坂495 | 409 | | 13.8 | 南南西 |
| | 町民体育館 | 井坂237-4 | 267 | | 15.0 | 南南西 |
| | 奥津小学校 | 女原79-2 | 190 | | 15.4 | 南南西 |
| | 泉公民館 | 女原113-4 | 177 | | 15.6 | 南 |
| | 杉コミュニティハウス | 杉870 | | 20 | 16.4 | 南南西 |
| | 西屋コミュニティハウス | 西屋149-5 | | 20 | 16.4 | 南南西 |

⑨ ヘリコプター離発着場

| 名 称 | 所在地 | 種別 | 土質 | 散水 | 影響度 | 最大機種 | 最大機数 | 照明 |
|-------------|------------------|----|--------|----|-----|-------|------|-----|
| 鏡野中学校 | 鏡野町竹田610 | 一般 | 真砂土 | 要 | 中 | CH-47 | 4 | 行事用 |
| 富運動公園グラウンド | 鏡野町富西谷774 | 一般 | 真砂土 | 要 | 小 | CH-47 | 5 | 行事用 |
| 富ふるさと公園駐車場 | 鏡野町富西谷115-1 | 防災 | アスファルト | 不要 | 無 | B-412 | 1 | 防犯用 |
| 奥津運動公園 | 鏡野町奥津149-2 | 一般 | 真砂土 | 要 | 小 | CH-47 | 5 | 競技用 |
| 奥津振興センター | 鏡野町井坂495 | 防災 | 雑地 | 不要 | 無 | B-412 | 1 | 無 |
| 上齋原観光スポーツ施設 | 鏡野町上齋原559-2 | 一般 | 真砂土 | 要 | 小 | CH-47 | 5 | 競技用 |
| 恩原高原スキー場駐車場 | 鏡野町上齋原2037-137 | 一般 | 砂利 | 不要 | 無 | CH-47 | 4 | 無 |
| 箱河岸公園 | 鏡野町箱13-2 (箱岩橋右岸) | 一般 | 草地 | 不要 | 無 | CH-47 | 4 | 無 |

⑩ 鏡野町町有バス

| 車両置場 | 台 数 | 乗車可能人数 |
|------|-----|--------|
| — | — | — |

(避難用としての保有なし)

⑪ 人形峠環境技術センター周辺の牧場

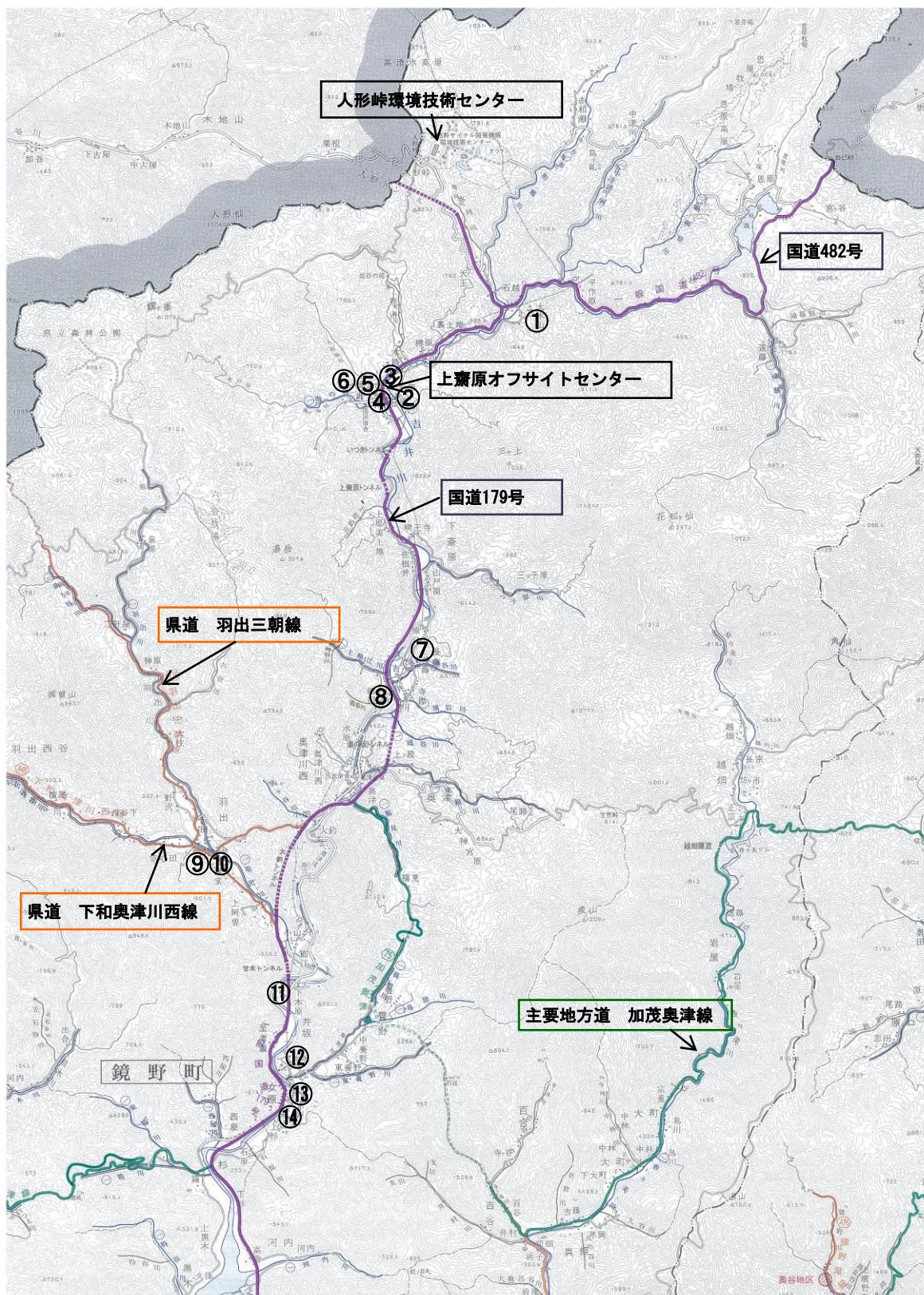
| 名 称 | 位 置 | 面 積 |
|---------------|-------------------|-----------|
| 鏡野町恩原高原公共育成牧場 | 鏡野町上齋原字恩原2037番3 | 40.00 ha |
| | 鏡野町上齋原字恩原2037番36 | 81.00 ha |
| | 鏡野町上齋原字恩原2037番126 | 1.00 ha |
| | 鏡野町上齋原字恩原2037番127 | 30.00 ha |
| | 鏡野町上齋原字恩原2037番131 | 15.00 ha |
| | 鏡野町上齋原字恩原2037番133 | 39.00 ha |
| | 鏡野町上齋原字恩原2037番134 | 1.00 ha |
| | 鏡野町上齋原字恩原2037番138 | 2.00 ha |
| | 鏡野町上齋原字恩原2037番141 | 12.00 ha |
| | 鏡野町上齋原字恩原2037番143 | 0.02 ha |
| | 鏡野町上齋原字恩原2037番145 | 29.00 ha |
| | 鏡野町上齋原字恩原2037番146 | 0.10 ha |
| | 鏡野町上齋原字恩原2037番147 | 0.30 ha |
| 計 | | 250.42 ha |

牧野施設管理者：鏡野町

維持管理業務：鏡野町和牛生産組合（鏡野町との提携による）

預託状況：2組合員が9頭の牛を預託（令和5年1月1日現在）

人形峠環境技術センター周辺の主な避難施設位置図

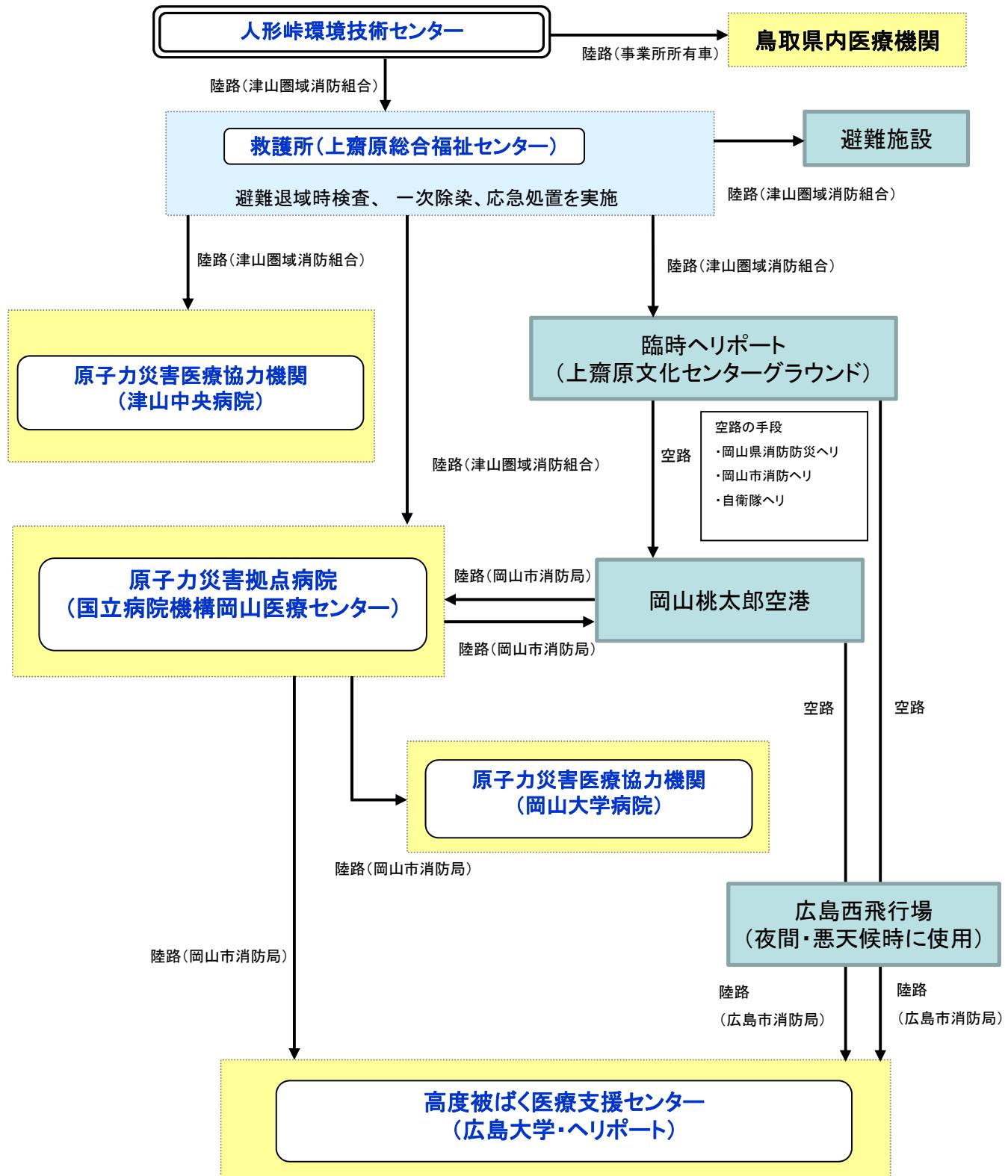


- ① 上齋原総合教育施設体育館
- ② 上齋原総合福祉センター
- ③ 上齋原振興センター
- ④ 上齋原屋内ゲートボール場
- ⑤ 上齋原文化センター
- ⑥ 観光スポーツ施設グラウンド

- ⑦ 奥津ファームビレッジ耕心村
- ⑧ 奥津公民館
- ⑨ 羽出公民館
- ⑩ 羽出ふれあいの里
- ⑪ 奥津振興センター
- ⑫ 町民体育館

- ⑬ 奥津小学校体育館
- ⑭ 泉公民館

⑫原子力災害医療患者搬送フロー図



※被ばくの恐れのある傷病者の除染・診療については、救護所、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センターでのみ行う。
原子力災害医療協力機関では、被ばくの恐れのない傷病者等の受入れ及び診療を行う。

[資料7] 原子力災害合同対策協議会等の構成員（※岡山県職員部分のみ）

（第2編第2章第8節1（3）関係）

1 現地事故対策連絡会議

- ・危機管理課長
- ・危機管理課参事
- ・美作県民局地域政策部地域づくり推進課参事（防災担当）
- ・美作県民局地域政策部環境課環境保全班長
- ・美作県民局健康福祉部副部長

2 原子力災害合同対策協議会

- ・副知事
- ・危機管理課長
- ・美作県民局次長（地域防災監）
- ・美作県民局次長（美作保健所長）
- ・美作県民局地域政策部環境課長

3 各機能班

| 機能班名 | 役 職 | 構成員の所属・職 |
|---------|------------|--|
| 総括班 | 副班長 班 員 | 危機管理課 参事 危機管理課 職員 |
| 広報班 | 副班長 | 公聴広報課 公聴広報班長 |
| プラントチーム | 一 | (人形峠環境技術センター職員) |
| 放射線班 | 副班長 班 員 | 美作県民局地域政策部環境課 環境保全班長 環境企画課 職員 |
| 医療班 | 副班長 班 員 | 美作県民局健康福祉部 副部長 美作県民局健康福祉部 職員 |
| 住民安全班 | 副班長 班 員 | 美作県民局地域政策部地域づくり推進課 参事（防災担当） 津山警察署 職員 |
| 実動対処班 | 副班長 | 警察本部警備課 課長補佐 |
| 運営支援班 | 副班長 | 消防保安課 保安班長 |

（注） 国の機関が参集するまでの間は、状況により、上表にかかわらず原子力防災専門官又は原子力運転検査官の指示により対応する場合もある。

[資料8] 施設敷地緊急事態の通報基準

(第2編第3章第2節1(3)関係)

| 事 象 | 通 報 基 準 | 備 考 |
|-----------------------|---|-------------------------------|
| 放射線測定設備での検出 | ① $5 \mu \text{Sv/h}$ (測定時間2分以内) ② $5 \mu \text{Sv/h}$ 以下であっても、 $1 \mu \text{Sv/h}$ 以上 (γ 線) の場合には、中性子線との合計で $5 \mu \text{Sv/h}$ | 落雷の影響を除く。 |
| 排気中放射能濃度 | 周辺監視区域環境付近で $50 \mu \text{Sv}$ 相当の濃度に対応するモニタ指示上昇 | |
| 管理区域外での検出 (火災、爆発等) | ① $50 \mu \text{Sv/h}$ が10分間継続 ② 空気中濃度限度の50倍の放射性物質 ③ 測定が困難で、①又は②の放射線量、放射性物質が検出される蓋然性が高い場合 | ②については $5 \mu \text{Sv/h}$ 相当 |
| 運 搬 (事業所外) | ① 容器から 1 m 離れた地点で $100 \mu \text{Sv/h}$ ② 測定が困難で、①の放射線量が検出される蓋然性が高い場合 ③ 放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合 | |
| 臨 界 | 臨界状態の発生またはその蓋然性が高い場合 | |

(注) 放射線測定設備で $1 \mu \text{Sv/h}$ 以上の γ 線量率を検出した場合、可搬型測定器で中性子線の測定を行う。

※ 放射線測定設備は原災法施行令第4条第3項（原子力事業者が設置するもの）に基づくものとする。

[資料9] 原子力緊急事態宣言発出の基準

(第2編第3章第2節1(3)関係)

| 事象 | 通報基準 | 備考 |
|-----------------------|---|--|
| 放射線測定設備での検出 | ①2地点以上で $5 \mu \text{Sv/h}$ (γ 線) ②1地点で $5 \mu \text{Sv/h}$ (γ 線) が10分間以上継続 | 落雷の影響を除く。 |
| 排気中放射性能濃度 | 周辺監視区域境界付近で 5mSv 相当の濃度に対応するモニタ指示上昇 | 詳細は主務省令第12条第1項による。 |
| 管理区域外での検出 (火災、爆発等) | ① 5mSv/h ②空気中濃度限度の5000倍の放射性物質 ③測定が困難で、①又は②の放射線量、放射性物質が検出される蓋然性が高い場合 | ② $500 \mu \text{Sv/h}$ に相当 詳細は主務省令第13条による。 |
| 運搬 (事業所外) | ①容器から 1m 離れた地点で 10mSv/h ②測定が困難で、①の放射線量が検出される蓋然性が高い場合 ③放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合 | |
| 臨界 | 臨界状態 | |

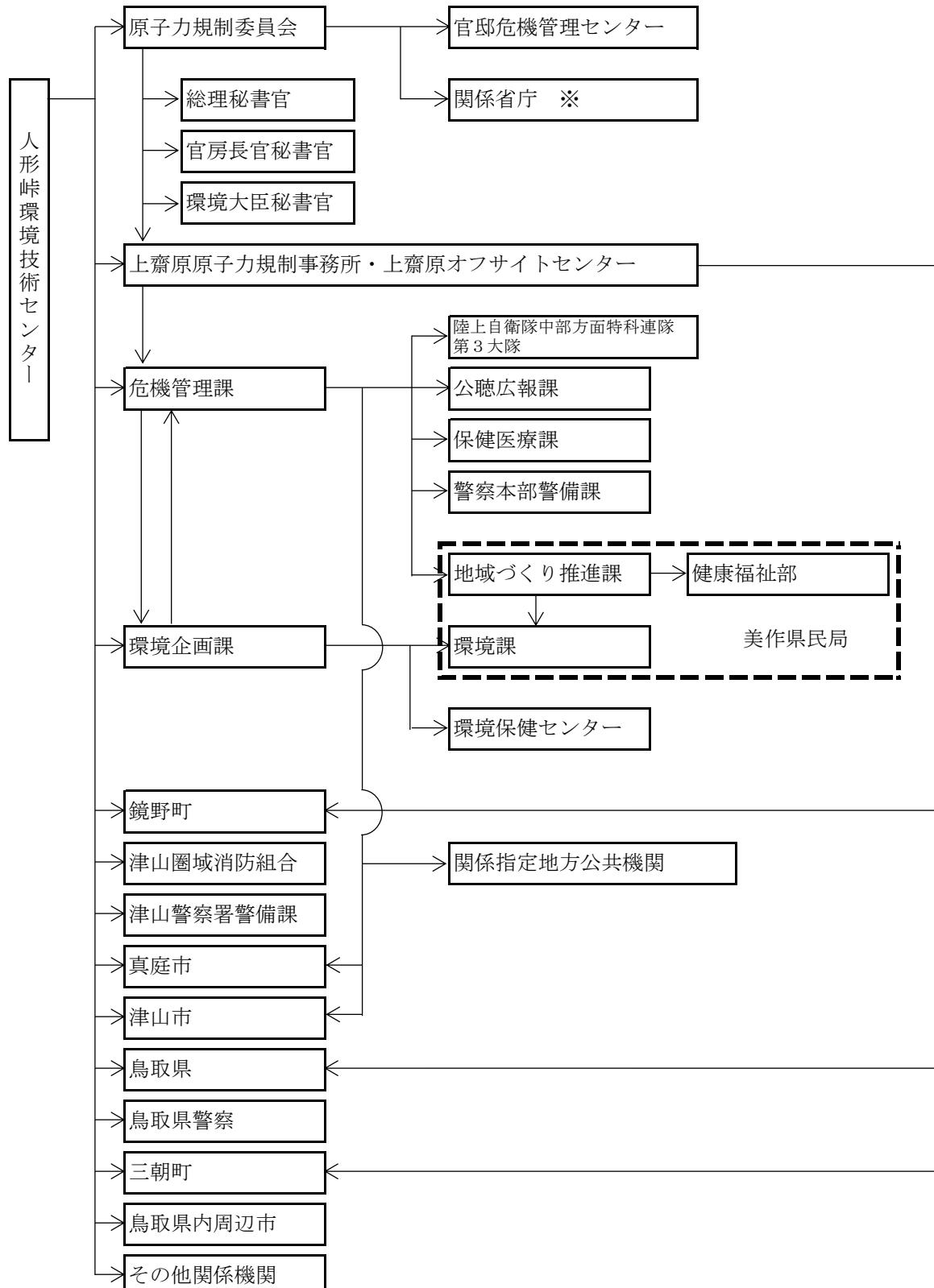
(注) 放射線測定設備で $5 \mu \text{Sv/h}$ の γ 線量率を検出した場合、可搬型測定器で中性子線の測定を行う。

※ 放射線測定設備は原災法施行令第6条第1項(都道府県知事が設置するもの)に基づくものとする。

[資料10] 連絡系統図

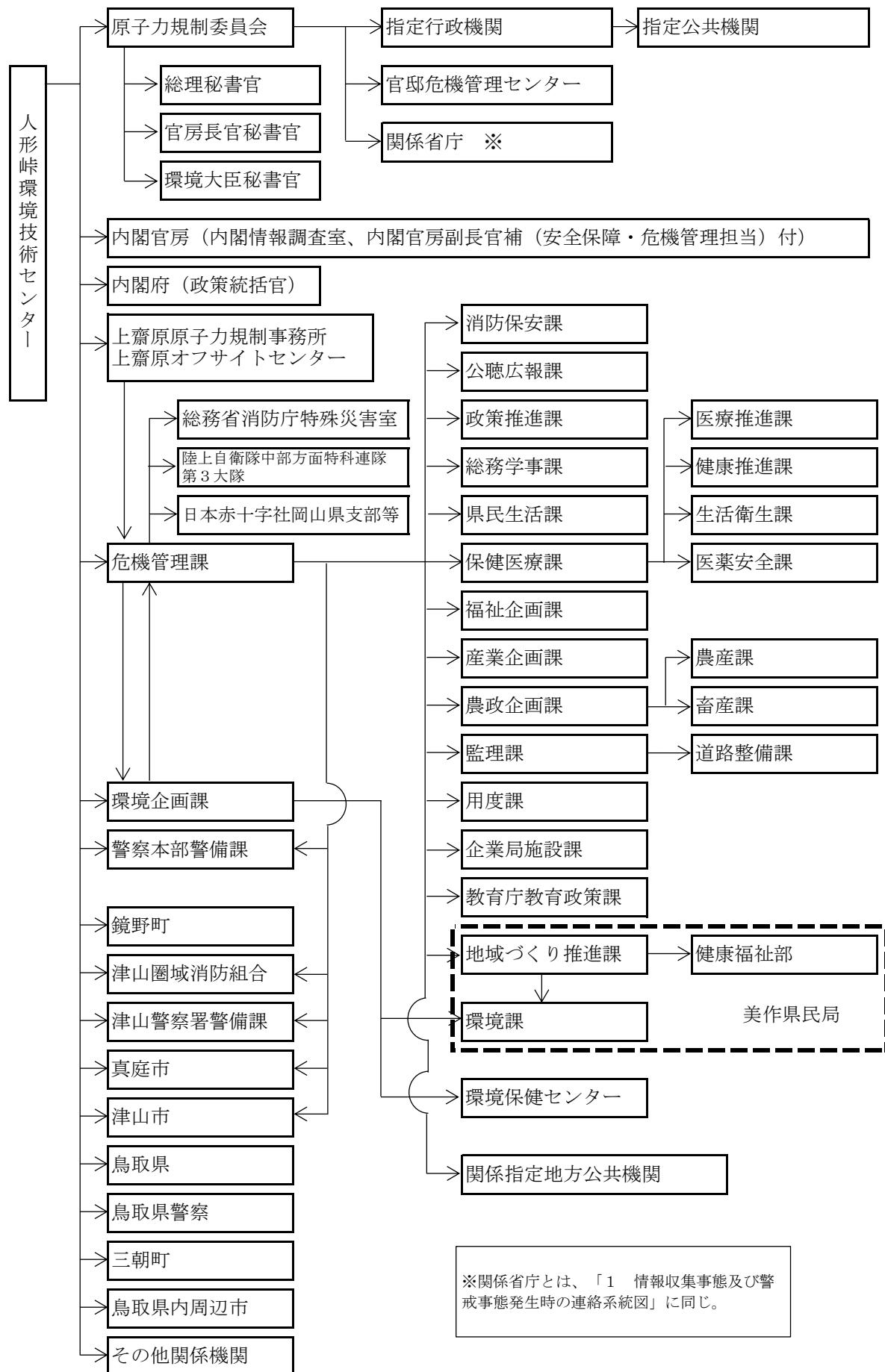
(第2編第3章第2節1(4)関係)

1 情報収集事態又は警戒事態発生時の連絡系統図



※関係省庁とは、内閣官房（内閣情報調査室・内閣情報集約センター及び事態対処・危機管理担当）、内閣府（防災担当）、内閣府食品安全委員会、警察庁、消費者庁、総務省、消防庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省をいう。

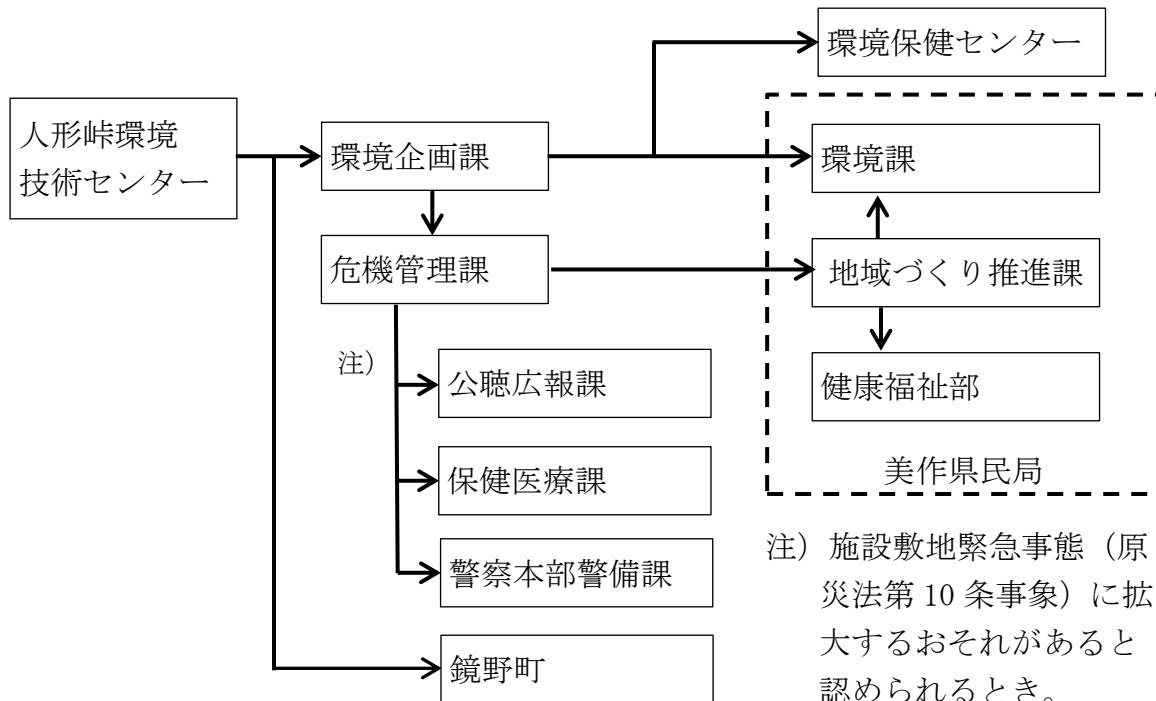
2 施設敷地緊急事態発生時の連絡系統図



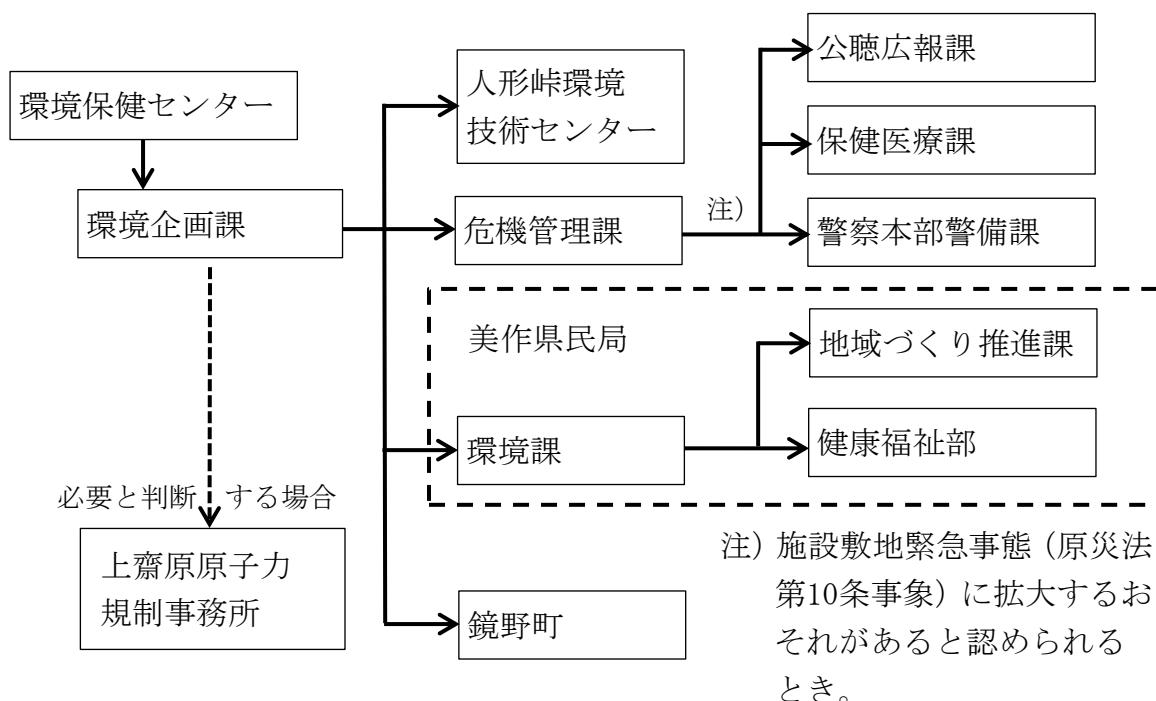
[資料11] 「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書」に定める通報事象が発生した場合の連絡系統図

(第2編第3章第2節1(5)関係)

1 協定第9条の事象が発生した場合



2 県の連続測定で異常を認めた場合



[資料 12] 警戒体制の組織、配備体制及び参集方法等

(第2編第3章第3節1 (1) ①関係)

1 配備体制

| 体制区分 | 参集時期 | 体 制 | 参集方法 |
|------|--|--|------|
| 警戒体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・鏡野町又は鳥取県三朝町で震度5弱以上の地震が発生したとき ・情報収集事態又は警戒事態の発生を認知したとき | 関係部課の所要人員を配備し、情報収集、連絡活動、災害応急措置を実施するとともに事態の推移に伴い直ちに上位の体制に移行し得る体制 【 警戒本部体制 】 | 公用車等 |

2 組織、配備要員

| 配備要員 | 業務内容 |
|--|---|
| オフサイトセンター参集要員 危機管理課 課長・参事・職員 消防保安課 職員 美作県民局地域政策部 地域づくり推進課 参事(防災担当) | ①事故情報、モニタリング情報の収集 ②原子力規制委員会原子力規制庁上齋原原子力規制事務所との連絡調整等情報の共有 ③県本部との連絡調整等情報の共有 等 |
| [県モニタリング本部] ※ 環境企画課 職員 環境保健センター 職員 美作県民局地域政策部環境課 職員 | ①緊急時モニタリングセンター設置準備 ②緊急時モニタリングの準備開始 等 |
| 防災・危機管理センター集中配備室参集要員 危機管理課 副課長・総括参事・職員 環境企画課 総括参事 環境保健センター 次長(事務) | ①事故情報、モニタリング情報の収集 ②原子力規制庁との連絡調整等情報の共有 等 |
| 環境保健センター参集要員 [県モニタリング本部] ※ 環境保健センター 所長・環境科学部長・職員 | ①環境放射線モニタリング(平常時モニタリングの強化、緊急時モニタリングの準備開始) |
| その他 公聴広報課 職員 | ①防災関係部局等との連携による速やかな災害広報の実施 等 |

※ 情報収集事態の場合は配備に就かない。

[資料13] 特別警戒体制時の組織、配備体制及び参集方法等

(第2編第3章第3節1(1)①関係)

1 配備体制

| 体制区分 | 参集時期 | 体制 | 参集方法 |
|--------|--|---|------|
| 特別警戒体制 | ・警戒事態から施設敷地緊急事態へ拡大したとき ・施設敷地緊急事態の通報を受けたとき | 関係部課の所要人員を配備し、情報収集、連絡活動、災害応急措置を実施するとともに事態の推移に伴い直ちに上位の体制に移行し得る体制 【特別警戒本部体制】 | 公用車等 |

2 組織、配備要員（※危機管理チーム統括）

(1) 特別警戒本部体制構成員（危機管理チーム会議構成員に準じる。）

| | |
|---------|--------------|
| | 危機管理監（本部長） |
| | 危機管理課副課長（※） |
| | 消防保安課長 |
| | 危機管理監付参与 |
| | 危機管理課各班長 |
| 総合政策局 | 公聴広報課長 |
| | 政策推進課長 |
| 総務部 | 総務学事課長 |
| 県民生活部 | 県民生活課長 |
| 環境文化部 | 環境企画課長（副本部長） |
| 保健医療部 | 保健医療課長 |
| 子ども・福祉部 | 福祉企画課長 |
| 産業労働部 | 産業企画課長 |
| 農林水産部 | 農政企画課長 |
| 土木部 | 監理課長 |
| 出納局 | 用度課長 |
| 企業局 | 施設課長 |
| 教育庁 | 教育政策課長 |
| 警察本部 | 警備課長 |

※ 警戒事態以上の事象が発生した場合、危機管理課長はオフサイトセンターに参集するため、危機管理課副課長が危機管理課長の代理を務める。

(2) 配備要員

| 配備要員 | 業務内容 |
|---|---|
| オフサイトセンター収集要員 | |
| [県現地本部] 危機管理課 課長・職員 消防保安課 職員 医療推進課 職員 美作県民局地域政策部 地域づくり推進課 職員 | ①事故情報、モニタリング情報の収集 ②原子力規制庁上齋原原子力規制事務所との連絡調整等情報の共有 ③県本部との連絡調整等情報の共有等 |
| [県警現地本部] 警察本部警備課 職員 津山警察署 職員 | |
| [緊急時モニタリングセンター] 環境企画課 職員 環境保健センター 次長(技術)・職員 美作県民局地域政策部環境課 職員 | ①緊急時モニタリングセンター立ち上げ協力 ②緊急時モニタリング実施計画策定協力 ③県緊急時モニタリング実施計画に基づく緊急時モニタリングの実施 |
| [オフサイトセンター機能班] 危機管理課 参事・職員 消防保安課 職員 公聴広報課 公聴広報班長 環境企画課 職員 美作県民局地域政策部 地域づくり推進課 参事(防災担当) 環境課 環境保全班長 美作県民局健康福祉部 副部長・職員 警察本部警備課 職員 津山警察署 職員 | ①オフサイトセンター機能班活動への従事 |
| 防災・危機管理センター集中配備室収集要員 危機管理課 副課長・総括参事・職員 消防保安課 職員 公聴広報課 職員 総務学事課 職員 環境企画課 審査・調整班長 環境保健センター 次長(事務) 保健医療部 職員 警察本部警備課 職員(リエゾン) | ①事故情報、モニタリング情報の収集 ②原子力規制庁との連絡調整等情報の共有 ③原子力事業者との連絡調整 ④防災関係機関、自衛隊との連絡調整 ⑤災害時広報活動等 |
| 環境保健センター収集要員 [緊急時モニタリングセンター] [県モニタリング本部] 環境保健センター 所長・環境科学部長・職員 | ①緊急時モニタリングの実施 |

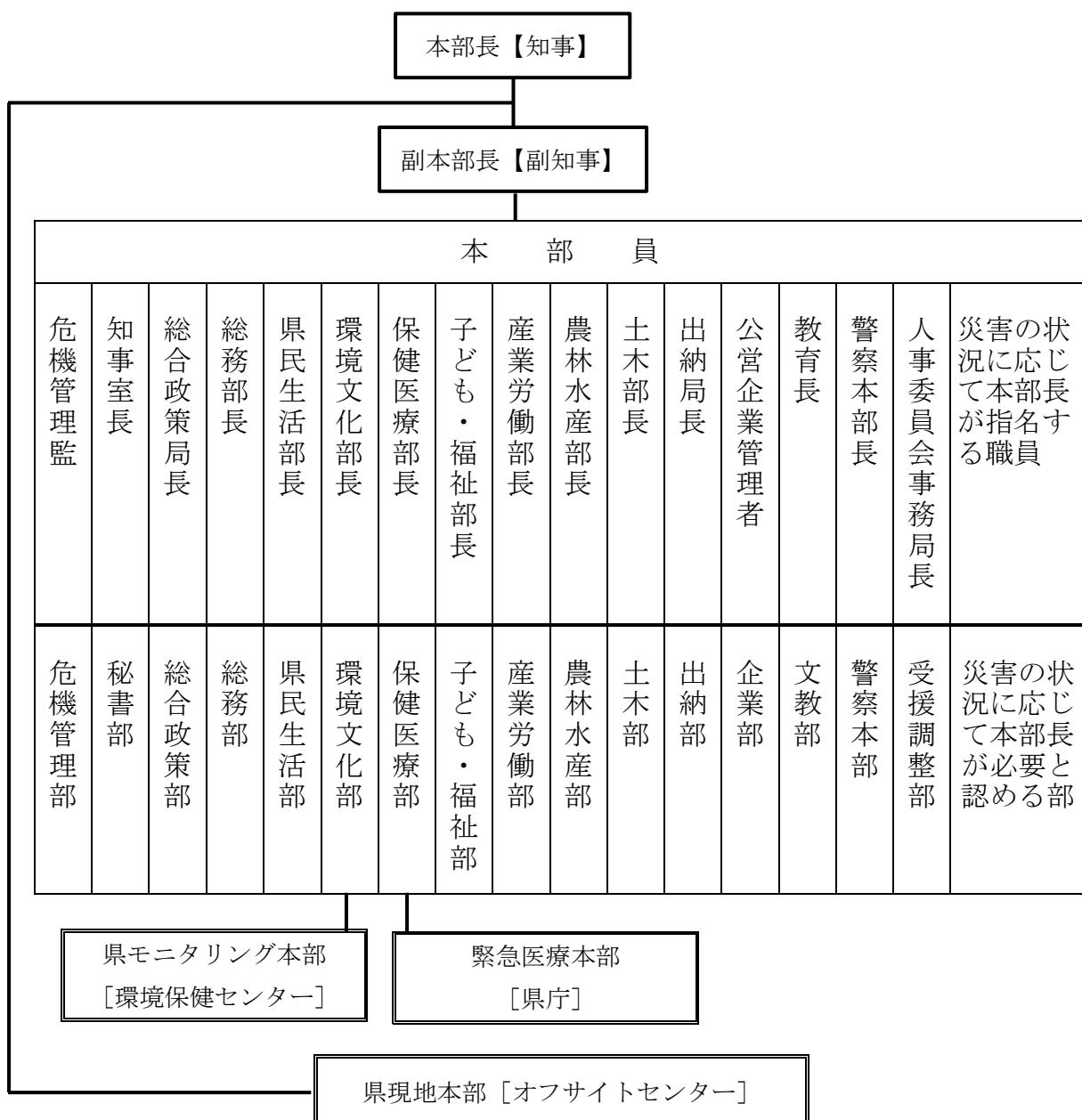
[資料14] 県本部の組織、配備体制等

(第2編第3章第3節1(3)関係)

1 配備体制

| 体制区分 | 参集時期 | 体制 | 参集方法 |
|------|--|--|------|
| 非常体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき ・知事が必要と認めたとき | <p>県本部を設置し、県が全力を挙げて防災活動を実施する体制</p> <p style="text-align: center;">【 災害対策本部体制 】</p> | 公用車等 |

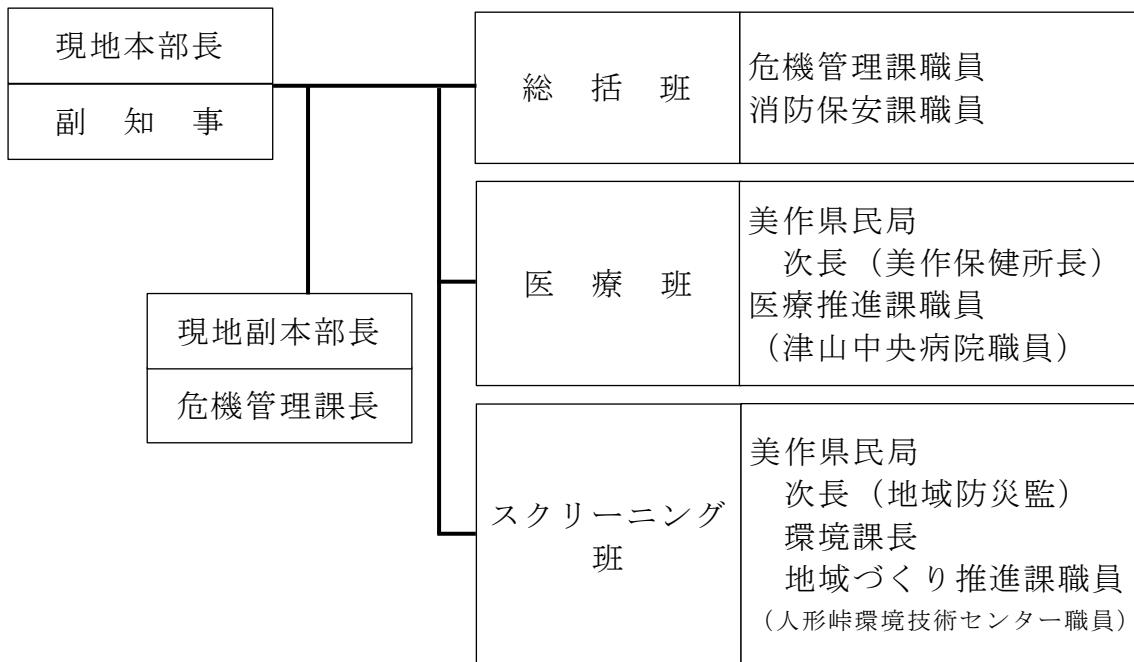
2 組織



[資料15] 岡山県現地災害対策本部の構成

(第2編第3章第3節2関係)

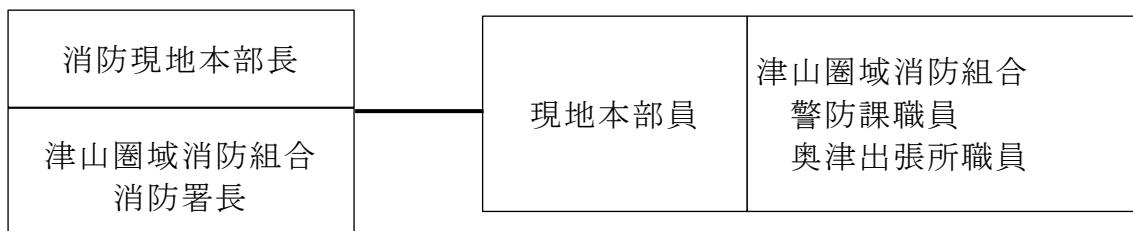
1 岡山県現地災害対策本部の構成



2 岡山県警察現地本部の構成



3 消防現地本部の構成



[資料16] 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る指標
(第2編第3章第3節6(3)関係)

○「原子力災害対策指針」（原子力規制委員会）から関係部分抜粋

緊急事態応急対策に従事する者のうち、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）等に規定する緊急作業に従事する者について、当該者が属する組織は、その者が受ける線量が各法令の定める値を超えないようにしなければならない。

これらの法令の適用を受けず、かつ、被ばくの可能性がある環境下で緊急事態応急対策に従事する者については、その活動内容に応じて、当該者が属する組織が放射線防護に係る指標を定めるものとする。なお、当該組織が要請を受けて緊急事態応急対策を実施する場合には、指標の設定に当たり、必要に応じて、要請を行う組織と協議する。指標の設定に当たっては、放射線業務従事者の平時における被ばく限度を参考とすることを基本とし、人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合に限り、緊急作業に従事する者の被ばく限度（特例緊急被ばく限度を含まない。）を参考とする。

○放射線業務従事者の線量限度（電離放射線障害防止規則、医療法施行規則）

| 区分 | 限度 | |
|--------------|--|-------------------------|
| 実効線量 | <p>①平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各期間につき100mSv ②4月1日を始期とする1年間につき50mSv ③女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を管理者等に書面で申し出た者及び④の者を除く。）については、①及び②の限度のほか、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3か月間につき5mSv ④妊娠中である女子については、①及び②の限度のほか、本人の申し出等により管理者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、内部被ばくについて1mSv</p> | |
| 等価線量 | <p>①目の水晶体については、4月1日を始期とする1年間につき150mSv ②皮膚については、4月1日を始期とする1年間につき500mSv ③妊娠中である女子の腹部については、本人の申し出等により管理者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき2mSv</p> | |
| 緊急作業に係る線量（※） | 実効線量 | 100mSv |
| | 等価線量 | 眼の水晶体 300mSv 皮膚 1 Sv |

※ 妊娠不能と診断された女子、妊娠の意思のない旨を管理者等に書面で申し出た女子及び妊娠中である女子を除く。

[資料17] 屋内退避及び避難等に関する指標

(第2編第3章第4節1関係)

- 「原子力施設等の防災対策について」（旧原子力安全委員会）から関係部分抜粋

| 予測線量（単位：mSv） | | |
|--------------|---|---|
| 外部被ばくによる実効線量 | 内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量 | 防護対策の内容 |
| 10～50 | 100～500 | 住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。 |
| 50以上 | 500以上 | 住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。 |

- 注) 1 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。
- 2 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
- 3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

[資料18] 県内放射性同位元素取扱事業所一覧

(第3編第2章第2節1関係)

1 使用事業所

(R7.3.18現在)

| 事業所名 | 郵便番号 | 所在地 | 区分 | | 番号 | 年 | 連絡先 |
|--|----------|--------------------|----|--------|----------|----|---------------------|
| | | | 密 | 非 発 | | | |
| 公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院 | 710-8602 | 倉敷市美和一丁目1番1号 | ○ | ○ | 医使第299号 | 60 | 086-422-0210 |
| 岡山大学病院 | 700-8558 | 岡山市北区鹿田町二丁目5番1号 | ○ | ○ | 医使第778号 | 63 | 086-223-7151 内線7060 |
| JFEスチール株式会社 西日本製鉄所(倉敷地区) | 712-8511 | 倉敷市水島川崎通一丁目 | ○ | | 民使第1094号 | 66 | 086-447-2361 |
| 岡山大学資源植物科学研究所 | 710-0046 | 倉敷市中央二丁目20番1号 | | ○ | 研使第1360号 | 68 | 086-424-1661 |
| ペトロコーカス株式会社 水島工場 | 712-8588 | 倉敷市潮通三丁目16番地 | ○ | | 民使第1437号 | 69 | 086-458-2511 |
| JFE鋼板株式会社 玉島製造所 | 713-8103 | 倉敷市玉島乙島8252-11 | ○ | | 民使第1889号 | 71 | 086-526-2313 |
| 三菱瓦斯化学株式会社 水島工場 | 712-8525 | 倉敷市水島海岸通三丁目10番地 | ○ | | 民使第1944号 | 69 | 086-446-3826 |
| 岡山大学自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門津島施設 | 700-8530 | 岡山市北区津島中三丁目1番1号 | | ○ | 教使第2168号 | 72 | 086-251-7283 |
| 株式会社クラレ 岡山事業所 | 702-8601 | 岡山市南区海岸通一丁目2番1号 | ○ | | 民使第2315号 | 73 | 086-262-0111 |
| 川崎医科大学 | 701-0192 | 倉敷市松島577番地 | | ○ | 教使第2361号 | 73 | 086-462-1111 |
| 川崎医科大学附属病院 | 701-0192 | 倉敷市松島577番地 | ○ | ○ | 医使第2462号 | 74 | 086-462-1111 |
| 三菱ケミカル株式会社 岡山事業所 | 712-8054 | 倉敷市潮通三丁目10番 | ○ | | 民使第2525号 | 74 | 086-457-2901 |
| 東京製鐵株式会社 岡山工場 | 712-8585 | 倉敷市南歛四丁目1番地1号 | ○ | | 民使第2989号 | 78 | 086-455-7151 |
| 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峰環境技術センター | 708-0698 | 苦田郡鏡野町上齋原1550番地 | ○ | ○ | 研使第3026号 | 78 | 0868-44-2211 |
| 株式会社三井E&Sテクニカルリサーチ | 706-0012 | 玉野市玉三丁目1番1号 | ○ | ○ | 民使第3114号 | 79 | 0863-23-2620 |
| 岡山赤十字病院 | 860-8607 | 岡山市北区青江二丁目1番1号 | | ○ | 医使第3706号 | 85 | 086-222-8811 |
| 株式会社岡山製紙 本社工場 | 700-0845 | 岡山市南区浜野一丁目4番34号 | ○ | | 民使第3761号 | 85 | 086-262-1101 |
| 大成製紙株式会社 | 708-0841 | 津山市川崎200番地1 | ○ | | 民使第4044号 | 88 | 0868-26-1114 |
| アテナ製紙株式会社 | 704-8114 | 岡山市東区西大寺東一丁目2番55号 | ○ | | 民使第4310号 | 91 | 086-943-6111 |
| 岡山大学自然生命科学研究支援センターゲノム・プロテオーム解析部門 | 700-8530 | 岡山市北区津島中一丁目1番1号 | | ○ | 教使第4406号 | 92 | 086-252-1111 内線7262 |
| 岡山大学自然生命科学研究支援センター光・放射線情報解析部門鹿田施設 | 700-8558 | 岡山市北区鹿田町二丁目5番1号 | ○ | ○ | 教使第4438号 | 93 | 086-235-7497 |
| 社会医療法人岡村一心堂病院 | 704-8117 | 岡山市東区西大寺南二丁目1番7号 | ○ | ○ | 医使第4768号 | 97 | 086-942-9919 |
| 大日本印刷株式会社 生活空間事業部 岡山工場 | 709-2121 | 岡山市北区御津宇垣642-8 | ○ | | 民使第4792号 | 98 | 0867-24-3981 |
| タキロンシーアイ株式会社 岡山工場 | 718-0005 | 新見市上市20番地10 | ○ | | 民使第4858号 | 99 | 0867-71-0221 |
| JXTGエネルギー株式会社 水島製油所A工場 | 712-8558 | 倉敷市水島海岸通四丁目2番地 | ○ | | 民使第4870号 | 99 | 086-448-3313 |
| 公益財団法人操風会 岡山旭東病院 | 703-8265 | 岡山市中区倉田字中島567番地1号 | | ○ | 医使第4904号 | 00 | 086-276-3231 |
| 株式会社岡山村田製作所 | 701-4241 | 瀬戸内市邑久町福元77番地 | ○ | | 民使第4936号 | 00 | 0869-24-0911 |
| 独立行政法人国立病院機構 岡山医療センター | 701-1192 | 岡山市北区田益1711番1 | ○ | ○ | 医使第4969号 | 01 | 086-294-9911 |
| 津山中央病院 | 708-0841 | 津山市川崎1756 | | ○ | 医使第5043号 | 02 | 0868-21-8111 |
| 旭化成株式会社 製造統括本部 水島製造所 ポリマー製造第二部 H.D.製造課 | 711-8510 | 倉敷市児島塩生字新浜2767-11 | ○ | | 民使第5208号 | 03 | 086-458-3204 |
| 旭化成株式会社 製造統括本部 水島製造所 ポリマー製造第二部 L.D.製造課 | 711-8510 | 倉敷市児島塩生字新浜2767-11 | ○ | | 民使第5209号 | 03 | 086-458-3231 |
| 日本メジフィジックス株式会社 岡山ラボ | 701-1221 | 岡山市北区芳賀5312-1 | | ○ | 民使第5235号 | 04 | 086-286-9559 |
| 岡山理科大学 | 700-0005 | 岡山市北区理大町1番1号 | ○ | ○ | 教使第5259号 | 04 | 086-252-3161 |
| JXTGエネルギー株式会社 水島製油所B工場 | 712-8558 | 倉敷市潮通二丁目1番地 | ○ | | 民使第5281号 | 04 | 086-458-2511 |
| 倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設 | 712-8074 | 倉敷市水島川崎通一丁目14番5 | ○ | | 民使第5283号 | 04 | 086-447-3255 |
| 医療法人岡山画像診断センター | 700-0913 | 岡山市北区大供二丁目3番25号 | ○ | ○ | 医使第5428号 | 05 | 086-235-2511 |
| 神戸税關水島コンテナ検査センター | 713-8103 | 倉敷市玉島乙島字新湊8262番1 | | ○ | 他使第5436号 | 05 | 086-525-6913 |
| 社会医療法人鴻仁会 岡山中央病院 | 700-0017 | 岡山市北区伊島北町6番3号 | | ○ | 医使第5750号 | 11 | 086-252-3221 |
| 岡山労災病院 | 702-8055 | 岡山市南区築港緑町一丁目10番25号 | | ○ | 医使第5821号 | 13 | 086-262-0131 |
| 三菱ケミカルハイテクニカ株式会社 水島テクノセンター | 712-8052 | 倉敷市松江4-7-2 | ○ | | 民使第5836号 | 13 | 086-457-2450 |
| 日本シーラーク株式会社 岡山支店 | 712-8065 | 倉敷市水島西千鳥町1番51号 | ○ | | 民使第5844号 | 13 | 086-448-0041 |

| 事業所名 | 郵便番号 | 所在地 | 区分 | | 分類 | 番号 | 年 | 連絡先 |
|---|----------|--------------------|----|--------|----|-----------|----|-------------------|
| | | | 密 | 非 発 | | | | |
| 岡山済生会総合病院 | 700-8511 | 岡山市北区国体町2番25号 | | ○ | 医 | 使第5926号 | 15 | 086-252-2211 |
| 川崎医科大学総合医療センター | 700-8505 | 岡山市北区中山下二丁目6番1号 | | ○ | 医 | 使第5963号 | 16 | 086-225-2111 |
| 三菱ケミカル株式会社 岡山事業所（松江東地区） | 712-8052 | 倉敷市松江四丁目8番1号 | ○ | | 民 | 使第6037号 | 71 | 086-455-5211 |
| 大建工業株式会社 岡山工場 | 702-8045 | 岡山市南区海岸通二丁目5番8号 | ○ | | 民 | 使第6105号 | 03 | 086-262-1136 |
| 日本非破壊検査株式会社 技術センター | 712-8055 | 倉敷市南歛二丁目14番18号 | ○ | | 民 | 使第7026号 | 17 | 086-450-3377 |
| 住重アテックス株式会社 岡山工場 | 713-8103 | 倉敷市玉島乙島8230番地 | | ○ | 民 | 使第7101号 | R3 | 086-484-8620 |
| 株式会社クラレ 鶴見事業所 | 705-0025 | 備前市鶴海4342 | ○ | | 民 | 届第6-1928号 | 87 | 0869-65-8331 |
| 岡山航空株式会社 | 702-8024 | 岡山市南区浦安南町673番地 | ○ | | 民 | 届第6-3521号 | 15 | 086-261-1111 |
| 協同組合倉敷市環境保全協会 倉敷環境保全会館 | 710-0038 | 倉敷市新田2322番地の8 | ○ | | 他 | 届第7-775号 | 83 | 086-422-7371 |
| 公益財団法人岡山県環境保全事業団 環境調査部 | 701-0212 | 岡山市南区内尾665番地1号 | ○ | | 他 | 届第7-777号 | 83 | 086-298-2616 |
| 岡山県消防保安課 消防防災航空センター | 701-1131 | 岡山市北区日応寺761-1 | ○ | | 他 | 届第7-1925号 | 16 | 086-250-0330 |
| 美作大学短期大学部 | 708-8511 | 津山市北園町50 | ○ | | 教 | 届第8-222号 | 05 | 0868-22-7718 |
| 北興化学工業株式会社 岡山工場 | 706-0305 | 玉野市胸上402番地 | ○ | | 民 | 届第8-284号 | 05 | 0863-41-1515 |
| 株式会社エクスラン・テクニカル・センター | 704-8194 | 岡山市東区金岡東町三丁目3番1号 | ○ | | 民 | 届第8-327号 | 05 | 086-943-7253 |
| 西日本環境測定株式会社 | 708-1126 | 津山市押入572番地の1 | ○ | | 民 | 届第8-614号 | 05 | 0868-26-5868 |
| 株式会社サンキョウ-エンピックス | 700-0954 | 岡山市南区米倉66番地2 | ○ | | 民 | 届第8-798号 | 05 | 086-242-1035 |
| 協同組合岡山市環境整備協会 水質検査室 | 703-8282 | 岡山市中区平井1096番地 | ○ | | 他 | 届第8-1174号 | 05 | 086-276-1515 |
| 岡山市保健所 | 700-8546 | 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 | ○ | | 他 | 届第8-1220号 | 05 | 086-803-1268 |
| 内山工業株式会社 岡山第一工場 | 702-8004 | 岡山市中区江並338番地 | ○ | | 民 | 届第8-1408号 | 06 | 086-277-7134 |
| 株式会社岡山医学検査センター | 710-0834 | 倉敷市笠沖468番地の5 | ○ | | 民 | 届第8-1474号 | 06 | 086-427-2310 |
| 公益財団法人岡山県健康づくり財団 | 710-0952 | 岡山市北区平田408番地-1 | ○ | | 他 | 届第8-1487号 | 06 | 086-246-6254 |
| サンワ防災株式会社 | 700-0811 | 岡山市北区番町一丁目4番18号 | ○ | | 民 | 届第8-1497号 | 06 | 086-225-7912 |
| 麒麟麦酒株式会社 岡山工場 | 709-0895 | 岡山市東区瀬戸町万富678番地 | ○ | | 民 | 届第8-1557号 | 06 | 086-953-1151 |
| 三菱ケミカル株式会社 岡山事業所 | 712-8054 | 倉敷市潮通三丁目10番地 | ○ | | 民 | 届第8-1847号 | 07 | 086-457-2901 |
| 株式会社メイト M i r a i F. | 709-0514 | 和気郡と気町佐伯78-1 | ○ | | 民 | 届第8-1968号 | 08 | 0869-88-9078 |
| 株式会社赤松 | 703-8282 | 岡山市中区平井1113-6 | ○ | | 民 | 届第8-1981号 | 08 | 086-277-1601 |
| 水島合金鉄株式会社 | 712-8513 | 倉敷市水島川崎通一丁目1番地 | ○ | | 民 | 届第8-2088号 | 08 | 086-444-4241 |
| 有限会社ビナンボーサイ | 719-0302 | 浅口郡里庄町新庄3190番地の2 | ○ | | 民 | 届第8-2104号 | 08 | 0865-64-3281 |
| 有限会社ラジテック 西崎事務所 | 700-0055 | 岡山市北区西崎一丁目20の19 | ○ | | 民 | 届第8-2115号 | 08 | 086-214-3301 |
| 深井防災株式会社 | 700-0064 | 岡山市北区大安寺南町二丁目12番7号 | ○ | | 民 | 届第8-2336号 | 08 | 086-255-1190 |
| 社会医療法人岡村一心堂病院 | 704-8117 | 岡山市東区西大寺二丁目1番7号 | ○ | | 民 | 届第8-2468号 | 08 | 086-942-9919 |
| パナソニック株式会社 コネクティッドソリューションズ社 ストレージ事業開発センター | 708-1192 | 津山市草加部1458番地5 | ○ | | 民 | 届第8-2635号 | 08 | 0868-29-0121 |
| 三和電設株式会社 | 701-0205 | 岡山市南区妹尾2850 | ○ | | 民 | 届第8-2905号 | 09 | 086-281-6611 |
| 倉敷市保健所 | 710-0834 | 倉敷市笠沖170番地 | ○ | | 他 | 届第8-3044号 | 09 | 086-434-9800 |
| 株式会社岩本 | 709-0811 | 赤磐市高屋348番地 | ○ | | 民 | 届第8-3107号 | 09 | 086-955-0064 |
| エコシステム山陽株式会社 | 708-1523 | 久米郡美咲町吉ヶ原火の谷1125 | ○ | | 民 | 届第8-3486号 | 09 | 0868-62-1346 |
| 岡山大学環境理工学部 | 700-8530 | 岡山市北区津島中三丁目1-1 | ○ | | 他 | 届第8-3678号 | 09 | 086-252-8801 |
| 株式会社セツビ | 700-0945 | 岡山市南区新保669番地-7 | ○ | | 民 | 届第8-3962号 | 09 | 086-243-0258 |
| 三ツ矢消防設備株式会社 | 700-0982 | 岡山市北区中島町一丁目7-7 | ○ | | 民 | 届第8-4083号 | 10 | 086-223-8731 |
| 倉敷消防署 | 710-0824 | 倉敷市白楽町162番地5 | ○ | | 他 | 届第8-4153号 | 10 | 086-422-0119 |
| 岡山県備前保健所 | 703-7287 | 岡山市中区古京町1-1-17 | ○ | | 他 | 届第8-4374号 | 10 | 086-272-3964 |
| 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峰環境技術センター | 708-0698 | 吉田郡鏡野町上齋原1550番地 | ○ | | 他 | 届第8-4466号 | 10 | 0868-44-2211 |
| ヒラマツ防災有限会社 | 701-0104 | 倉敷市山地1040 | ○ | | 民 | 届第8-4930号 | 10 | 086-464-2077 |
| 陸上自衛隊第13旅団第13特科隊 | 708-1393 | 勝田郡奈義町滝本官有無番地 | ○ | | 他 | 届第8-5542号 | 11 | 0868-36-5151(245) |
| 陸上自衛隊第13旅団第13戦車中隊 | 708-1325 | 勝田郡奈義町官有無番地 | ○ | | 他 | 届第8-5770号 | 11 | 0868-36-5151(281) |

| 事業所名 | 郵便番号 | 所在地 | 区分 | | | 番号 | 年 | 連絡先 |
|--|----------|----------------------|----|---|---|-------------|----|-------------------|
| | | | 密 | 非 | 発 | | | |
| 陸上自衛隊第13旅団第13高射特科中隊 | 708-1393 | 勝田郡奈義町滝本官有無番地 | ○ | | | 他届第8-5805号 | 11 | 0868-36-5151(264) |
| 岡山県農林水産総合センター森林研究所 木材加工研究室 | 717-0013 | 真庭市勝山1884-2 | ○ | | | 他届第8-6008号 | 11 | 0867-44-3367 |
| 奥村組土木興業株式会社 烏取自動車道西粟倉地区改良その3工事作業所 | 707-0504 | 英田郡西粟倉村長尾1435-2 | ○ | | | 民届第8-6200号 | 11 | 0868-75-3370 |
| 岡山市消防局 東消防署 | 704-8112 | 岡山市東区西大寺上二丁目7-28 | ○ | | | 他届第8-6461号 | 11 | 086-942-9119 |
| 岡山市消防局 中消防署 | 703-8208 | 岡山市中区今在家地先 | ○ | | | 他届第8-6462号 | 11 | 086-275-1119 |
| 岡山大学理学部 | 700-8530 | 岡山市北区津島中三丁目1番1号 | ○ | | | 教届第8-6492号 | 11 | 086-251-7817 |
| パナソニック吉備株式会社 | 709-2343 | 加賀郡吉備中央町竹部2098番地 | ○ | | | 民届第8-6559号 | 11 | 0866-56-8111 |
| 岡山理科大学 | 700-0005 | 岡山市北区理大町1番1号 | ○ | | | 教届第8-7215号 | 12 | 086-252-3161 |
| 株式会社三井E&Sテクニカルリサーチソリューションセンター 西部事業所 | 706-8651 | 玉野市玉三丁目1番1号 | ○ | | | 民届第8-7714号 | 12 | 0863-23-2620 |
| 三菱ケミカル株式会社 岡山事業所(松江東地区) | 712-8052 | 倉敷市松江四丁目8番1号 | ○ | | | 民届第8-7822号 | 12 | 086-455-5211 |
| 岡山県立水島工業高等学校 | 710-0807 | 倉敷市西阿知町1230 | ○ | | | 教届第8-8053号 | 12 | 086-465-2504 |
| 一般財団法人淳風会 健康管理センター 環境管理課 | 700-0072 | 岡山市北区万成東町3番1号 旭ヶ丘病院内 | ○ | | | 医届第8-8450号 | 13 | 086-252-1185 |
| 岡山県環境保健センター | 701-0298 | 岡山市南区内尾739-1 | ○ | | | 研届第8-8478号 | 13 | 086-298-2681 |
| 全日本空輸株式会社 岡山空港所 | 701-1131 | 岡山市北区日応寺1277 岡山空港内 | ○ | | | 民届第8-9100号 | 13 | 086-294-4341 |
| 有限会社西日本放射線測定サービス | 706-0223 | 玉野市八浜町波知637 | ○ | | | 民届第8-10001号 | 14 | 0863-51-3070 |
| 公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院 | 710-8602 | 倉敷市美和一丁目1-1 | ○ | | | 医届第8-10907号 | 15 | 086-422-0210 |
| 和気相互建設有限公司 | 709-0441 | 和気郡和気町衣笠982-1 | ○ | | | 民届第8-10927号 | 15 | 0869-93-1225 |
| 日本ゴア株式会社 備前工場 | 709-0292 | 備前市吉永町南方123 | ○ | | | 民届第8-11714号 | 15 | 0869-84-3311 |
| 天木電設株式会社 | 701-0204 | 岡山市南区大福36-6 | ○ | | | 民届第8-12227号 | 16 | 086-281-2810 |
| ツボイ設備株式会社 | 710-1202 | 総社市山田1884番地 | ○ | | | 民届第8-12319号 | 16 | 0866-96-1114 |
| 株式会社岡山防火管理センター | 700-0831 | 岡山市北区京橋町10番地18号 | ○ | | | 民届第8-12494号 | 16 | 086-232-3569 |
| 川崎医科大学総合医療センター | 700-8505 | 岡山市北区中山下二丁目6番1号 | ○ | | | 医届第8-12838号 | 16 | 086-225-2111 |
| 中国電力株式会社 水島発電所 | 712-8577 | 倉敷市潮通一丁目1番地 | ○ | | | 民届第8-12982号 | 17 | 086-455-8121 |
| 公益財団法人操風会 岡山旭東病院 | 703-8265 | 岡山市中区倉田字中島567番地1号 | ○ | | | 医届第8-13125号 | 17 | 086-276-3231 |
| 株式会社重康防災 | 700-0013 | 岡山市北区伊福町3丁目20-26 | ○ | | | 民届第8-13150号 | 17 | 086-252-0825 |
| 株式会社シーエックスアール 福山営業所 | 714-0063 | 笠岡市鋼管町6番地 | ○ | | | 民届第8-13152号 | 17 | 0865-66-0772 |
| 岡山大学自然生命科学研究支援センター 光・放射線情報解析部門鹿田施設 | 700-8558 | 岡山市北区鹿田町二丁目5番1号 | ○ | | | 教届第8-13203号 | 17 | 086-223-7051 |
| 株式会社クラレ 鶴海事業所 | 705-0025 | 備前市鶴海4342番地 | ○ | | | 民届第8-13301号 | 17 | 0869-65-8331 |
| 前田建設工業株式会社 前田建設工業株式会社・株式会社宮本組共同企業体 赤磐造成作業所 | 701-2215 | 赤磐市西軽部1243-1 | ○ | | | 民届第8-13680号 | 17 | 086-957-9010 |
| ワタナベ電工 | 711-0906 | 倉敷市児島下の町八丁目5-7 | ○ | | | 他届第8-13772号 | 18 | 086-474-5875 |
| 日本ゼオン株式会社 水島工場 | 711-8511 | 倉敷市児島塩生字新浜2767-11 | ○ | | | 民届第8-14223号 | 18 | 086-475-0021 |
| ネオケミカル株式会社 岡山工場 | 709-2124 | 岡山市北区御津高津120-38 | ○ | | | 民届第8-14377号 | 18 | 0867-24-9210 |
| 株式会社熊谷組 備前メガソーラー作業所 | 709-0504 | 和気郡和気町北山方2275番地 | ○ | | | 民届第8-14472号 | 18 | 0869-88-9666 |
| 株式会社環境テクノ | 703-8222 | 岡山市中区下345-3 | ○ | | | 民届第8-14522号 | 18 | |
| 奥村組土木興業株式会社 岡山自動車道 有漢トンネル作業所 | 716-1322 | 高梁市有漢町上有漢8273 | ○ | | | 民届第8-14715号 | 19 | 0866-57-3100 |
| 公共 河川工事 | 719-1321 | 総社市下倉958 | ○ | | | 民届第8-14719号 | 19 | 0866-94-3322 |
| 吉井川九幡下流堤防強化その2工事 | 704-8161 | 岡山市東区九幡79-8 | ○ | | | 民届第8-14880号 | 19 | 086-230-4310 |
| 一般財団法人倉敷成人病センター | 710-8522 | 倉敷市白楽町250 | ○ | ○ | 医 | 使第7102号 | 20 | 086-422-2111 |

※区分 密：密封された放射性同位元素 / 非：密封されていない放射性同位元素 / 発：放射線発生装置

分類 医：医療機関 / 研：研究機関 / 教：教育機関 / 民：民間機関 / 他：その他機関

2 販売事業所

(R7.3.18現在)

| 事業所名(本社) | 郵便番号 | 所在地 | 連絡先 | 名称 | 郵便番号 | 所在地 | 連絡先 | 区分 | | | 番号 | 年 |
|--------------------|----------|------------------------------|--------------|-----------------|----------|---------------------------------|--------------|----|---|--------|----|---|
| | | | | | | | | 密 | 非 | 表 | | |
| 株式会社島津製作所 | 604-8511 | 京都府京都市中京区西ノ京桑原町1番地 | 075-823-1123 | 岡山営業所 | 700-0826 | 岡山市北区磨屋町三丁目10番地 岡山ニューシティビル6階 | 086-221-2511 | ○ | ○ | 販第122号 | 73 | |
| 新青山株式会社 | 700-0805 | 岡山県岡山市北区兵团3番33号 | 086-224-3221 | 岡山営業所 | 700-0953 | 岡山市南区西市114番地8 | 086-245-4551 | ○ | | 販第131号 | 73 | |
| 新青山株式会社 | 700-0805 | 岡山県岡山市北区兵团3番33号 | 086-224-3221 | 水島営業所 | 712-8061 | 倉敷市神田一丁目2番12号 | 086-446-2411 | ○ | | 販第131号 | 73 | |
| 新青山株式会社 | 700-0805 | 岡山県岡山市北区兵团3番33号 | 086-224-3221 | 兵团営業所 | 700-0805 | 岡山市北区兵团3番27号 | 086-238-3235 | ○ | | 販第131号 | 23 | |
| 新川電機株式会社 | 730-0037 | 広島県広島市中区中町8番12号 広島グリーンビル7階 | 082-247-4211 | 岡山営業所 | 700-0926 | 岡山市北区西古松西町8-17 | 086-246-0211 | ○ | | 販第12号 | 03 | |
| 株式会社仙台銘板 | 983-0013 | 宮城県仙台市宮城野区中野5丁目8-5 | 022-388-7334 | 岡山営業所 | 701-0301 | 都塙郡早島町矢尾783番3 | 086-293-3585 | | ○ | 販第563号 | 08 | |
| 東芝産業機器システム株式会社 | 212-0013 | 神奈川県川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館 | 044-580-0811 | 関西支社 福山支店 岡山駐在所 | 700-0903 | 岡山市北区幸町8-29 三井生命岡山ビル12階 | 086-231-1048 | ○ | | 販第604号 | 97 | |
| 三菱UFJリース株式会社 | 100-6525 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 03-6865-3000 | 岡山支店 | 700-0907 | 岡山市北区下石井二丁目1番3号 | 086-222-1720 | ○ | ○ | 販第611号 | 10 | |
| ミカサ商事株式会社 | 540-0034 | 大阪府大阪市中央区島町二丁目4番12号 | 06-6946-3781 | 岡山支店 | 700-0023 | 岡山市北区駅前町二丁目5番24号 JR岡山駅第2N Kビル8階 | 086-233-1545 | | ○ | 販第622号 | 10 | |
| アドバンテック東洋株式会社 | 112-0013 | 東京都文京区音羽一丁目18番10号 | 03-5981-0609 | 岡山営業所 | 700-0817 | 岡山市北区弓之町3番16号 | 086-224-7126 | | ○ | 販第625号 | 10 | |
| 三井住友ファイナンス&リース株式会社 | 100-8287 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 | 03-5219-6400 | 岡山営業部 | 700-0904 | 岡山市北区柳町一丁目1番1号 | 086-232-8180 | ○ | ○ | 販第637号 | 11 | |
| リックス株式会社 | 812-8672 | 福岡県福岡市博多区1-15-15 | 092-472-7311 | 倉敷営業所 | 710-0253 | 倉敷市新倉敷駅前3-189 | 086-523-0601 | | ○ | 販第658号 | 12 | |
| 英和株式会社 | 550-0014 | 大阪府大阪市西区北堀江4丁目1番7号 | 06-6530-4801 | 岡山営業所 | 711-0921 | 倉敷市児島駅前1丁目46番 | 086-470-5750 | ○ | ○ | 販第682号 | 17 | |
| 株式会社ジェイ・サイエンス中国 | 732-0053 | 広島県広島市東区若草町10番12号 | 082-262-0875 | 岡山支店 | 700-0838 | 岡山市北区京町13-5 | 086-222-7202 | ○ | ○ | 販第684号 | 14 | |
| 株式会社日進機械 | 761-8084 | 香川県高松市一宮町744番地1 | 087-864-7423 | 岡山営業所 | 700-0924 | 岡山市北区大元二丁目8番14号 大元第一ビル | 086-244-3586 | | ○ | 販第753号 | 20 | |
| 東京電気産業株式会社 | 151-0072 | 東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目18番12号 | 03-3481-1121 | 岡山営業所 | 711-0921 | 倉敷市児島駅前一丁目100番 | 086-474-5090 | ○ | ○ | 販第383号 | 10 | |
| アドバンテック東洋株式会社 | 100-0011 | 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル5階 | 03-5521-2171 | 岡山営業所 | 700-0817 | 岡山市北区弓之町3-16 | 086-224-7126 | | ○ | 販第785号 | 22 | |
| 三菱HCキャピタル株式会社 | 100-6525 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 03-6865-3000 | 岡山営業所 | 700-0907 | 岡山市北区下石井2-1-3 | 086-222-1720 | ○ | ○ | 販第611号 | 23 | |

(平成16年度以降、消防庁から放射性同位元素等取扱事業所の許可等に関する書類(写し)の送付があったものにつき、全ての販売所が掲載されているとは限りません。)

※区分 密：密封された放射性同位元素 / 非：密封されていない放射性同位元素 / 表：表示付認証機器

3 貸貸事業所

(R7.3.18現在)

| 本 社 | | | | 貸 貸 事 業 所 (岡 山 県 内) | | | | 区分 | | | 番号 | 年 |
|--------------------|----------|---------------------|--------------|-----------------------|----------|-----------------|--------------|----|---|--------|----|---|
| 事業所名(本社) | 郵便番号 | 所在地 | 連絡先 | 名称 | 郵便番号 | 所在地 | 連絡先 | 密 | 非 | 表 | | |
| 株式会社仙台銘板 | 983-0013 | 宮城県仙台市宮城野区中野5丁目8-5 | 022-388-7334 | 岡山営業所 | 701-0301 | 都窪郡早島町矢尾783番3 | 086-293-3585 | | ○ | 貯第96号 | 08 | |
| 三菱U F J リース株式会社 | 100-6525 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 03-6865-3000 | 岡山支店 | 700-0907 | 岡山市北区下石井二丁目1番3号 | 086-222-1720 | ○ | ○ | 貯第123号 | 10 | |
| 三井住友ファイナンス&リース株式会社 | 100-8287 | 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 | 03-5404-2301 | 岡山営業部 | 700-0904 | 岡山市北区柳町一丁目1番1号 | 086-232-8180 | ○ | ○ | 貯第135号 | 11 | |
| J A 三井リース株式会社 | 104-0061 | 東京都中央区銀座八丁目13番1号 | 03-6775-3000 | 岡山支店 | 700-0826 | 岡山市北区磨屋町9-18 | 086-223-2991 | ○ | ○ | 貯第151号 | 12 | |
| リックス株式会社 | 812-8672 | 福岡県福岡市博多区1-15-15 | 092-472-7311 | 倉敷営業所 | 710-0253 | 倉敷市新倉敷駅前3-189 | 086-523-0601 | | ○ | 貯第186号 | 19 | |
| 英和株式会社 | 550-0014 | 大阪府大阪市西区北堀江4丁目1番7号 | 06-6530-4801 | 岡山営業所 | 711-0921 | 倉敷市児島駅前1丁目46番 | 086-470-5750 | ○ | ○ | 貯第177号 | 17 | |
| エフユーレンタル株式会社 | 700-0941 | 岡山県岡山市北区青江四丁目5-15 | 086-223-0500 | 岡山営業所 | 700-0945 | 岡山市南区米倉99-6 | 086-245-1381 | | ○ | 貯第189号 | 17 | |
| 株式会社カナモト | 060-0041 | 北海道札幌市中央区大通東三丁目1-19 | 011-209-1600 | 倉敷営業所 | 712-8051 | 倉敷市中畠1丁目8番地20号 | 086-455-9711 | | ○ | 貯第56号 | 19 | |
| 三菱H C キャピタル株式会社 | 100-6525 | 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 | 03-6865-3000 | 岡山営業所 | 700-0907 | 岡山市北区下石井2-1-3 | 086-222-1720 | ○ | ○ | 貯第123号 | 23 | |

(平成16年度以降、消防庁から放射性同位元素等取扱事業所の許可等に関する書類(写し)の送付があったものにつき、全ての販売所が掲載されているとは限りません。)

※区分 密：密封された放射性同位元素 / 非：密封されていない放射性同位元素 / 表：表示付認証機器